

基本計画書

基本計画								
事項		記入欄					備考	
計画の区分		研究科の設置						
フリガナ 設置者		ガッコウホウジン トウヨウダイガク 学校法人 東洋大学						
フリガナ 大学の名称		トウヨウダイガクダイガクイン 東洋大学大学院 (Toyo University Graduate School)						
大学本部の位置		東京都文京区白山五丁目28番20号						
大学の目的		創立者井上円了博士の建学の精神に基づき、「国際化」「キャリア教育」そしてその基盤となる「哲学教育」の3つを教育の柱とし、時代や環境の変化に流されることなく、地球規模の視点から物事を捉え、自分の未来を切り拓くことのできる「グローバル人材」を育成することを目的とする。						
新設学部等の目的		インターネットの普及により、既存のシステム、組織、分野の持つ機能やネットワークなどの情報を連携させて利用するためのコストが劇的に小さくなった。このような連携をベースとする新しい社会プロセスとそのための方法論を研究し、必要とされる技術を研究し、また個別分野でのみならず、連携により実社会の全ての分野において広く成果をあげ、社会発展の基盤となる専門人材を育成する。 最先端の情報技術とその応用を基盤としながら、それぞれの学生が持っている専門的な背景を大きく伸ばすことを目指す。情報通信技術を元々の専門とする学生には、その応用による発展を、一方、情報通信技術の応用先を元々の専門とする学生に対しては、情報通信技術がもたらす新たな可能性を、それぞれ発見し、発展させることを念頭に置いた教育を行う。また、それらを深化させるための研究を行う。						
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地
	情報連携学研究科 [Graduate School of Information Networking for Innovation and Design]	年	人	年次人	人		年 月 第 年次	【基礎となる学部】 情報連携学部
	情報連携学専攻 [Course of Information Networking for Innovation and Design]	2	20	—	40	修士 (情報連携学)	平成29年4月 第1年次	
	計		20	—	40			
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)		○学部等設置 文学部第1部 国際文化コミュニケーション学科 (100) (平成28年4月届出予定) 国際学部 (平成28年4月届出予定) グローバル・イノベーション学科 (100) 国際地域学科国際地域専攻 (210) 国際地域学科地域総合専攻 (80) 国際観光学部 (平成28年4月届出予定) 国際観光学科 (366) 情報連携学部 (平成28年4月届出予定) 情報連携学科 (400) ○入学定員変更 文学部第1部 日本文学文化学科〔定員減〕 (△67) (平成29年4月) 文学部第2部 日本文学文化学科〔定員減〕 (△30) (平成29年4月) ○廃止 文学部第1部 英語コミュニケーション学科 (廃止) (△100) ※平成29年4月学生募集停止 国際地域学部 (廃止) 国際地域学科国際地域専攻 (△180) 国際地域学科地域総合専攻 (△110) 国際観光学科 (△200) ※平成29年4月学生募集停止						

教育課程	新設学部等の名称		開設する授業科目の総数				卒業要件単位数		
			講義	演習	実験・実習	計			
	情報連携学研究科 情報連携学専攻	20科目	2科目	0科目	22科目	30単位			
教員	学 部 等 の 名 称		専任教員等						兼 任 教 員 等
			教授	准教授	講師	助教	計	助手	
	新設分	情報連携学研究科 情報連携学専攻	14人 (13)	6人 (5)	0人 (0)	0人 (0)	20人 (18)	0人 (0)	0人 (2)
組	既	計	14 (13)	6 (5)	0 (0)	0 (0)	20 (18)	0 (0)	－ (－)
		文学研究科 哲学専攻 (博士前期課程)	5 (5)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	11 (11)
	織	既	哲学専攻 (博士後期課程)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)
インド哲学仏教学専攻 (博士前期課程)			5 (5)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	7 (7)
の		既	インド哲学仏教学専攻 (博士後期課程)	5 (5)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	6 (6)	0 (0)
	日本文学文化専攻 (博士前期課程)		9 (9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	5 (5)
	概	既	日本文学文化専攻 (博士後期課程)	9 (9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)
中国哲学専攻 (博士前期課程)			4 (4)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	5 (5)
要		既	中国哲学専攻 (博士後期課程)	4 (4)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)
	英文学専攻 (博士前期課程)		6 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	2 (2)
	分	既	英文学専攻 (博士後期課程)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)
史学専攻 (博士前期課程)			8 (8)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	4 (4)
分		既	史学専攻 (博士後期課程)	8 (8)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)
	教育学専攻 (博士前期課程)		13 (13)	4 (4)	2 (2)	0 (0)	19 (19)	0 (0)	7 (7)
	分	既	教育学専攻 (博士後期課程)	9 (9)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)
英語コミュニケーション専攻 (博士前期課程)			5 (5)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	2 (2)
分		既	英語コミュニケーション専攻 (博士後期課程)	4 (4)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)
	社会学研究科 社会学専攻 (博士前期課程)		17 (17)	8 (8)	0 (0)	0 (0)	25 (25)	0 (0)	14 (14)
	分	既	社会学専攻 (博士後期課程)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (7)	0 (0)
社会心理学専攻 (博士前期課程)			11 (11)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	8 (8)
分		既	社会心理学専攻 (博士後期課程)	9 (9)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)
	法学研究科 私法学専攻 (博士前期課程)		21 (21)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	21 (21)	0 (0)	13 (13)
	分	既	私法学専攻 (博士後期課程)	10 (10)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)
公法学専攻 (博士前期課程)			9 (9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	15 (15)
分		既	公法学専攻 (博士後期課程)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (6)	0 (0)

教員組織の概要	学部等の名称		専任教員等						兼任教員等
			教授	准教授	講師	助教	計	助手	
教員	既	経営学研究科 経営学専攻 (博士前期課程)	8 (8)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	6 (6)
		経営学専攻 (博士後期課程)	8 (8)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	3 (3)
組		ビジネス・会計ファイナンス専攻 (博士前期課程)	10 (10)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	44 (44)
		ビジネス・会計ファイナンス専攻 (博士後期課程)	8 (8)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	3 (3)
		マーケティング専攻 (博士前期課程)	7 (7)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	3 (3)
		マーケティング専攻 (博士後期課程)	8 (8)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	0 (0)
		理工学研究科 生体医工学専攻 (博士前期課程)	11 (11)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	9 (8)
		生体医工学専攻 (博士後期課程)	9 (9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	0 (0)
		応用化学専攻 (博士前期課程)	9 (9)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	14 (14)
		応用化学専攻 (博士後期課程)	9 (9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (-9)	0 (0)	0 (0)
		機能システム専攻 (博士前期課程)	9 (9)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	11 (9)
		機能システム専攻 (博士後期課程)	7 (7)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	8 (8)	0 (0)	0 (0)
		電気電子情報専攻 (博士前期課程)	12 (12)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	12 (11)
		電気電子情報専攻 (博士後期課程)	9 (9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	0 (0)
		都市環境デザイン専攻 (博士前期課程)	6 (6)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	5 (4)
		建築学専攻 (博士前期課程)	8 (8)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	3 (5)
		建築・都市デザイン専攻 (博士後期課程)	12 (12)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	0 (0)
		経済学研究科 経済学専攻 (博士前期課程)	19 (19)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	23 (23)	0 (0)	3 (3)
		経済学専攻 (博士後期課程)	10 (10)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	0 (0)
		公民連携専攻 (修士課程)	8 (8)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	14 (14)
		国際地域学研究科 国際地域学専攻 (博士前期課程)	14 (14)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	17 (17)	0 (0)	0 (0)
		国際地域学専攻 (博士後期課程)	11 (11)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	0 (0)
		国際観光学専攻 (博士前期課程)	8 (8)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	3 (3)
		国際観光学専攻 (博士後期課程)	8 (8)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	0 (0)
		生命科学研究科 生命科学専攻 (博士前期課程)	19 (21)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	25 (27)	0 (0)	8 (8)
		生命科学専攻 (博士後期課程)	24 (26)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	29 (31)	0 (0)	0 (0)
		福祉社会デザイン研究科 社会福祉学専攻 (博士前期課程)	4 (4)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	16 (16)
		社会福祉学専攻 (博士後期課程)	5 (5)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	1 (1)
		福祉社会システム専攻 (修士課程)	9 (9)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	25 (25)
		ヒューマンデザイン専攻 (博士前期課程)	21 (21)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	26 (26)	0 (0)	14 (14)
		ヒューマンデザイン専攻 (博士後期課程)	12 (12)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	1 (1)
		人間環境デザイン専攻 (博士前期課程)	8 (8)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	3 (3)
		人間環境デザイン専攻 (博士後期課程)	6 (6)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	0 (0)
要	分								

教員組織の概要	学 部 等 の 名 称			専任教員等					兼任教員等	
				教授	准教授	講師	助教	計		助手
	既設分	学際・融合科学研究科	バイオ・ナノサイエンス融合専攻 (博士前期課程)	5 (5)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	8 (8)	0 (0)	1 (1)
			バイオ・ナノサイエンス融合専攻 (博士後期課程)	5 (5)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	8 (8)	0 (0)	0 (0)
		総合情報学研究科	総合情報学専攻 (修士課程)	10 (10)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	1 (1)
			食環境科学研究科	食環境科学専攻 (修士課程)	15 (15)	4 (4)	1 (1)	1 (1)	21 (21)	0 (0)
		計			565 (569)	116 (116)	4 (4)	1 (1)	686 (672)	0 (0)
合 計			579 (582)	122 (121)	4 (4)	1 (1)	706 (690)	0 (0)	－ (－)	
教員以外の職員の概要	職 種			専 任		兼 任		計		
	事 務 職 員			370 人 (370)		187 人 (187)		557 人 (557)		
	技 術 職 員			0 (0)		59 (59)		59 (59)		
	図 書 館 専 門 職 員			30 (30)		8 (8)		38 (38)		
	そ の 他 の 職 員			0 (0)		2 (2)		2 (2)		
	計			400 (400)		256 (256)		656 (656)		
校 地 等	区 分		専 用	共 用		共用する他の学校等の専用		計		
	校 舎 敷 地		336,410.11㎡	0㎡		0㎡		336,410.11㎡		
	運 動 場 用 地		189,576.05㎡	0㎡		0㎡		189,576.05㎡		
	小 計		525,986.16㎡	0㎡		0㎡		525,986.16㎡		
	そ の 他		282,259.15㎡	0㎡		0㎡		282,259.15㎡		
	合 計		808,245.31㎡	0㎡		0㎡		808,245.31㎡		
校 舎			専 用	共 用		共用する他の学校等の専用		計		
			219,247.12㎡ (219,247.12㎡)	0㎡ (0㎡)		0㎡ (0㎡)		219,247.12㎡ (219,247.12㎡)		
教室等	講義室		演習室	実験実習室		情報処理学習施設		語学学習施設		
	333室		107室	456室		33室 (補助職員 27人)		7室 (補助職員 0人)		
専 任 教 員 研 究 室			新設学部等の名称			室 数				
			情報連携学研究科 情報連携学専攻			70 室				
図書・設備	新設学部等の名称		図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点		
	情報連携学研究科 情報連携学専攻		1,631,992 [367,989] (1,559,766 [356,737])	17,549 [5,514] (17,549 [5,514])	25,731 [25,099] (25,731 [25,099])	25,737 (25,127)	－ (ー)	－ (ー)		
	計		1,631,992 [367,989] (1,559,766 [356,737])	17,549 [5,514] (17,549 [5,514])	25,731 [25,099] (25,731 [25,099])	25,737 (25,127)	－ (ー)	－ (ー)		
図書館			面積		閲覧座席数		収 納 可 能 冊 数			
			17,821.10㎡		2,780席		2,095,750冊			
体育館			面積		体育館以外のスポーツ施設の概要					
			19,966.44㎡		野球場1面、サッカー場2面 テニスコート13面 等					

経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区 分		開設前年度		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	研究科単位では算出不能なため、学部との合計 共同研究費は大学全体 図書費には電子ジャーナル・データベースの整備費（運用コスト含む）を含む。
		教員1人当り研究費等				(千円) 教 授：694 准教授：641 講 師：589	(千円) 教 授：694 准教授：641 講 師：589	－千円	－千円	－千円	－千円	
		共同研究費等				80,000千円	80,000千円	－千円	－千円	－千円	－千円	
		図 書 購 入 費		21,401千円		22,000千円	22,000千円	－千円	－千円	－千円	－千円	
		設 備 購 入 費		901,073千円		5,000千円	5,000千円	－千円	－千円	－千円	－千円	
	学生1人当り納付金		第1年次		第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
			1,070千円		800千円	－千円	－千円	－千円	－千円			
学生納付金以外の維持方法の概要						手数料収入、資産運用収入等ならびに国庫からの補助金収入によって維持を図る。						

既設大学の現状	大 学 の 名 称		東洋大学							
	学 部 等 の 名 称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所 在 地
			年	人	年次人	人		倍		
	大学院 修士・博士前期課程									
	文学研究科									
	哲学専攻		2	5	－	10	修士(文学)	1.10	昭和27年度	東京都文京区白山5丁目28番20号
	インド哲学仏教学専攻		2	4	－	8	修士(文学)	1.37	昭和27年度	同上
	日本文学文化専攻		2	10	－	20	修士(文学)	1.15	昭和27年度	同上
	中国哲学専攻		2	4	－	8	修士(文学)	1.37	昭和29年度	同上
	英文学専攻		2	5	－	10	修士(文学)	0.40	昭和31年度	同上
	史学専攻		2	6	－	12	修士(文学)	0.33	昭和42年度	同上
	教育学専攻		2	20	－	40	修士(教育学)	0.12	平成6年度	同上
	英語コミュニケーション専攻		2	10	－	20	修士 (英語コミュニケーション)	0.40	平成16年度	同上
	社会学研究科									
	社会学専攻		2	10	－	20	修士(社会学)	0.60	昭和34年度	同上
	社会心理学専攻		2	12	－	24	修士 (社会心理学)	0.45	平成16年度	同上
	法学研究科									
	私法学専攻		2	10	－	20	修士(法学)	0.45	昭和39年度	同上
	公法学専攻		2	10	－	20	修士(法学)	0.80	昭和51年度	同上
	経営学研究科									
	経営学専攻		2	10	－	20	修士(経営学)	1.20	昭和47年度	同上
	ビジネス・会計 ファイナンス専攻		2	20	－	40	修士(経営学)	0.90	平成18年度	同上
	マーケティング専攻		2	10	－	20	修士 (マーケティング)	0.45	平成22年度	同上

	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又は 称号	定 員 超過率	開設 年度	所 在 地	
		年	人	年次 人	人		倍			
既 設 大 学 等 の 状 況	理工学研究科									
	生体医工学専攻	2	18	—	36	修士 (理工学)	0.94	平成26年度	埼玉県川越市大字 鯨井字中野台2100番地	
	応用化学専攻	2	12	—	24	修士 (理工学)	0.74	平成26年度	同上	
	機能システム専攻	2	15	—	30	修士 (理工学)	0.43	平成26年度	同上	
	電気電子情報専攻	2	11	—	22	修士 (理工学)	0.85	平成26年度	同上	
	都市環境デザイン専攻	2	8	—	16	修士(工学)	0.50	平成26年度	同上	
	建築学専攻	2	14	—	28	修士(工学)	1.35	平成26年度	同上	
	工学研究科									
	機能システム専攻	2	—	—	—	修士(工学)	—	平成17年度	同上	平成26年より学生募集停止
	バイオ・応用化学専攻	2	—	—	—	修士(工学)	—	平成17年度	同上	平成26年より学生募集停止
	環境・デザイン専攻	2	—	—	—	修士(工学)	—	平成17年度	同上	平成26年より学生募集停止
	情報システム専攻	2	—	—	—	修士(工学)	—	平成17年度	同上	平成26年より学生募集停止
	経済学研究科									
	経済学専攻	2	10	—	20	修士(経済学)	0.85	昭和51年度	東京都文京区白山 5丁目28番20号	
	公民連携専攻	2	30	—	60	修士(経済学)	0.66	平成18年度	東京都文京区白山 5丁目28番20号 東京都千代田区 大手町2丁目2番1号	
	国際地域学研究科									
	国際地域学専攻	2	15	—	30	修士 (国際地域学)	1.16	平成13年度	同上	
	国際観光学専攻	2	10	—	20	修士 (国際観光学)	1.15	平成17年度	同上	
	生命科学研究科									
	生命科学専攻	2	20	—	40	修士 (生命科学)	1.30	平成13年度	群馬県邑楽郡板倉 町泉野1丁目1番1号	
	福祉社会デザイン研究科									
	社会福祉学専攻	2	20	—	40	修士(社会福祉学)又は 修士(ソーシャル ワーク)	0.30	平成18年度	東京都文京区白山 5丁目28番20号	
	福祉社会システム専攻	2	20	—	40	修士(社会福祉学)又は 修士(社会学)	0.27	平成18年度	同上	
	ヒューマンデザイン専攻	2	20	—	40	修士(社会福祉学)又は 修士(健康デザイン 学)	0.57	平成18年度	埼玉県朝霞市岡 48番1号	
	人間環境デザイン専攻	2	10	—	20	修士(人間環境 デザイン学)	0.50	平成21年度	同上	
	学際・融合科学研究科									
	バイオ・ナノサイエンス融合専攻	2	12	—	24	修士(バイオ・ナ ノサイエンス融合)	0.58	平成23年度	埼玉県川越市大字 鯨井字中野台2100番地	
	総合情報学研究科									
	総合情報学専攻	2	15	—	15	修士(情報学)	0.60	平成28年度	同上	

既 設 大 学 等 の 状 況	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又は 称号	定 員 超過率	開設 年度	所 在 地
		年	人	年次 人	人		倍		
	食環境科学研究科								
	食環境科学専攻	2	10	—	10	修士(食環境 科学)	1. 20	平成28年度	群馬県邑楽郡板倉 町泉野1丁目1番1号
	大学院 博士後期課程								
	文学研究科								
	哲学専攻	3	3	—	9	博士(文学)	1. 11	昭和43年度	東京都文京区白山 5丁目28番20号
	インド哲学仏教学専攻	3	3	—	9	博士(文学)	0. 77	昭和29年度	同上
	日本文学文化専攻	3	3	—	9	博士(文学)	0. 33	昭和29年度	同上
	中国哲学専攻	3	3	—	9	博士(文学)	0. 44	平成11年度	同上
	英文学専攻	3	3	—	9	博士(文学)	0. 11	昭和39年度	同上
	史学専攻	3	3	—	9	博士(文学)	0. 44	平成11年度	同上
	教育学専攻	3	4	—	12	博士(教育学)	0. 33	平成11年度	同上
	英語コミュニケーション専攻	3	5	—	15	博士 (英語コミュニケーション)	0. 06	平成19年度	同上
	社会学研究科								
	社会学専攻	3	3	—	9	博士(社会学)	0. 77	昭和34年度	同上
	社会心理学専攻	3	5	—	15	博士 (社会心理学)	0. 40	平成18年度	同上
	法学研究科								
	私法学専攻	3	5	—	15	博士(法学)	0. 00	昭和41年度	同上
	公法学専攻	3	5	—	15	博士(法学)	0. 20	平成12年度	同上
	経営学研究科								
	経営学専攻	3	5	—	15	博士(経営学)	0. 13	平成11年度	同上
	ビジネス・会計 ファイナンス専攻	3	5	—	15	博士(経営学)または 博士(会計・ファイ ナンス)	0. 20	平成22年度	同上
	マーケティング専攻	3	3	—	9	博士 (マーケティング*)	0. 11	平成24年度	同上
	理工学研究科								
	生体医工学専攻	3	3	—	9	博士 (理工学)	0. 11	平成26年度	埼玉県川越市大字 鯨井字中野台2100番地
	応用化学専攻	3	3	—	9	博士 (理工学)	0. 00	平成26年度	同上
	機能システム専攻	3	3	—	9	博士 (理工学)	0. 00	平成26年度	同上
	電気電子情報専攻	3	3	—	9	博士 (理工学)	0. 33	平成26年度	同上
	建築・都市デザイン専攻	3	3	—	9	博士(工学)	0. 33	平成26年度	同上

既 設 大 学 等 の 状 況	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又は 称号	定 員 超過率	開設 年度	所 在 地	
		年	人	年次 人	人		倍			
	工学研究科									
	機能システム専攻	3	—	—	—	博士(工学)	—	平成17年度	埼玉県川越市大字 鯨井字中野台2100番地	平成26年より学生募 集停止
	バイオ・応用化学専攻	3	—	—	—	博士(工学)	—	平成17年度	同上	平成26年より学生募 集停止
	環境・デザイン専攻	3	—	—	—	博士(工学)	—	平成17年度	同上	平成26年より学生募 集停止
	情報システム専攻	3	—	—	—	博士(工学)	—	平成17年度	同上	平成26年より学生募 集停止
	経済学研究科									
	経済学専攻	3	3	—	9	博士(経済学)	0.44	昭和53年度	東京都文京区白山 5丁目28番20号	
	国際地域学研究科									
	国際地域学専攻	3	5	—	15	博士 (国際地域学)	0.80	平成15年度	同上	
	国際観光学専攻	3	3	—	9	博士 (国際観光学)	0.55	平成23年度	同上	
	生命科学研究科									
	生命科学専攻	3	4	—	12	博士 (生命科学)	0.33	平成15年度	群馬県邑楽郡板倉 町泉野1丁目1番1号	
	福祉社会デザイン研究科									
	社会福祉学専攻	3	5	—	15	博士(社会福祉学)又は 博士(ソーシャルワーク)	1.46	平成18年度	東京都文京区白山 5丁目28番20号	
	ヒューマンデザイン専攻	3	5	—	15	博士(社会福祉学)又は 博士(健康デザイン学)	0.86	平成18年度	埼玉県朝霞市岡 48番1号	
	人間環境デザイン専攻	3	4	—	12	博士 (人間環境デザイン学)	0.33	平成21年度	同上	
	学際・融合科学研究科									
	バイオ・ナノサイエンス融合専攻	3	4	—	12	博士(バイオ・ナノ サイエンス融合)	0.50	平成19年度	埼玉県川越市大字 鯨井字中野台2100番地	
	専門職大学院 法務研究科									
	法務専攻(法科大学院)	3	—	—	—	法務博士 (専門職)	—	平成16年度	東京都文京区白山 5丁目28番20号	平成28年より学生募 集停止

	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又は 称号	定 員 超過率	開設 年度	所 在 地	
		年	人	年次 人	人		倍			
既 設 大 学 等 の 状 況	文学部 第1部						1.15			
	哲学科	4	100	—	400	学士(文学)	1.20	昭和24年度	東京都文京区白山 5丁目28番20号	
	東洋思想文化学科	4	100	—	400	学士(文学)	1.21	平成25年度	同上	
	インド哲学科	4	—	—	—	学士(文学)	—	昭和24年度	同上	平成25年より学生募集停止
	中国哲学文学科	4	—	—	—	学士(文学)	—	昭和24年度	同上	平成25年より学生募集停止
	日本文学文化学科	4	200	—	780	学士(文学)	1.16	平成12年度	同上	平成27年度入学定員増 (10人)
	英米文学科	4	133	—	506	学士(文学)	1.14	昭和24年度	同上	平成27年度入学定員増 (13人)
	英語コミュニケーション学科	4	100	—	400	学士(文学)	1.19	平成12年度	同上	
	史学科	4	133	—	486	学士(文学)	1.13	昭和24年度	同上	平成27年度入学定員増 (23人)
	教育学科						1.07	昭和39年度	同上	
	教育学科人間発達専攻	4	100	—	320	学士(教育学)	1.14	平成20年度	同上	平成27年度入学定員増 (40人)
	教育学科初等教育専攻	4	50	—	200	学士(教育学)	0.98	平成20年度	同上	
	経済学部 第1部						1.15			
	経済学科	4	250	—	960	学士(経済学)	1.17	昭和25年度	同上	平成27年度入学定員増 (20人)
	国際経済学科	4	183	—	716	学士(経済学)	1.14	平成12年度	同上	平成27年度入学定員増 (8人)
	総合政策学科	4	183	—	706	学士(経済学)	1.14	平成20年度	同上	平成27年度入学定員増 (13人)
	経営学部 第1部						1.17			
	経営学科	4	316	—	1252	学士(経営学)	1.17	昭和41年度	同上	平成27年度入学定員増 (6人)
	マーケティング学科	4	150	—	600	学士(経営学)	1.19	昭和41年度	同上	
	会計ファイナンス学科	4	216	—	852	学士(経営学)	1.14	平成18年度	同上	平成27年度入学定員増 (6人)
	法学部 第1部						1.17			
	法律学科	4	250	—	1000	学士(法学)	1.17	昭和31年度	同上	
	企業法学科	4	250	—	1000	学士(法学)	1.17	昭和40年度	同上	
	社会学部 第1部						1.13			
	社会学科	4	150	—	520	学士(社会学)	1.14	昭和34年度	同上	平成27年度入学定員増 (40人)
	社会文化システム学科	4	150	—	520	学士(社会学)	1.13	平成12年度	同上	平成27年度入学定員増 (40人)
	メディアコミュニケーション学科	4	150	—	520	学士(社会学)	1.13	平成12年度	同上	平成27年度入学定員増 (40人)
	社会心理学科	4	150	—	520	学士(社会学)	1.13	平成12年度	同上	平成27年度入学定員増 (40人)
	社会福祉学科	4	150	—	520	学士(社会学)	1.13	平成4年度	同上	平成27年度入学定員増 (40人)

	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又は 称号	定 員 超過率	開設 年度	所 在 地	
		年	人	年次 人	人		倍			
既 設 大 学 等 の 状 況	理工学部						1.13			
	機械工学科	4	180	—	660	学士(理工学)	1.11	平成21年度	埼玉県川越市大字 鯨井字中野台2100番地	平成27年度入学定員 増 (30人)
	生体医工学科	4	113	—	426	学士(理工学)	1.13	平成21年度	同上	平成27年度入学定員 増 (13人)
	電気電子情報工学科	4	113	—	446	学士(理工学)	1.12	平成21年度	同上	平成27年度入学定員 増 (3人)
	応用化学科	4	146	—	532	学士(理工学)	1.13	平成21年度	同上	平成27年度入学定員 増 (26人)
	都市環境デザイン学科	4	113	—	426	学士(工学)	1.14	平成21年度	同上	平成27年度入学定員 増 (13人)
	建築学科	4	146	—	572	学士(工学)	1.15	平成21年度	同上	平成27年度入学定員 増 (6人)
	工学部						—			
	情報工学科	—	—	—	—	学士(工学)	—	昭和51年度	同上	平成21年より学生募 集停止
	コンピュータショナル工学科	—	—	—	—	学士(工学)	—	平成13年度	同上	平成21年より学生募 集停止
	国際地域学部						1.15			
	国際地域学科						1.13	平成9年度	東京都文京区白山 5丁目28番20号	
	国際地域学科 国際地域専攻	4	180	—	720	学士 (国際地域学)	1.19	平成22年度	同上	
	国際地域学科 地域総合専攻	4	110	—	440	学士 (国際地域学)	1.04	平成22年度	同上	
	国際観光学科	4	200	—	800	学士 (国際観光学)	1.19	平成13年度	同上	
	生命科学部						1.11			
	生命科学科	4	113	—	426	学士 (生命科学)	1.11	平成9年度	群馬県邑楽郡板倉 町泉野1丁目1番1号	平成27年度入学定員 増 (13人)
	応用生物科学科	4	113	—	426	学士 (生命科学)	1.12	平成21年度	同上	平成27年度入学定員 増 (13人)
	食環境科学科	4	—	—	—	学士 (生命科学)	—	平成21年度	同上	平成25年より学生募 集停止
	ライフデザイン学部						1.11			
	生活支援学科						1.08	平成17年度	埼玉県朝霞市岡 48番1号	
	生活支援学科 生活支援学専攻	4	116	—	432	学士 (生活支援学)	1.15	平成21年度	同上	平成27年度入学定員 増 (16人)
	生活支援学科 子ども支援学専攻	4	100	—	400	学士 (生活支援学)	1.00	平成21年度	同上	
	健康スポーツ学科	4	180	—	660	学士 (健康スポーツ学)	1.12	平成17年度	同上	平成27年度入学定員 増 (30人)
	人間環境デザイン学科	4	160	—	620	学士 (人間環境デザイン 学)	1.14	平成18年度	同上	平成27年度入学定員 増 (10人)
	総合情報学部						1.17			
	総合情報学科	4	260	—	1040	学士(情報学)	1.17	平成21年度	埼玉県川越市大字 鯨井字中野台2100番地	
	食環境科学部						1.09			
	食環境科学科						1.17	平成25年度	群馬県邑楽郡板倉 町泉野1丁目1番1号	
	フードサイエンス専攻	4	70	—	280	学士 (食環境科学)	1.17	平成25年度	同上	
	スポーツ・食品機能専攻	4	50	—	200	学士 (食環境科学)	1.17	平成25年度	同上	
	健康栄養学科	4	100	—	400	学士 (健康栄養学)	0.99	平成25年度	同上	

	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定 員	収容 定員	学位又は 称号	定 員 超過率	開設 年度	所 在 地	
		年	人	年次 人	人		倍			
既 設 大 学 等 の 状 況	文学部 第2部						1.05			平成25年より学生募集停止
	東洋思想文化学科	4	30	—	120	学士(文学)	1.05	平成25年度	東京都文京区白山5丁目28番20号	
	インド哲学科	4	—	—	—	学士(文学)	—	昭和31年度	同上	
	日本文学文化学科	4	80	—	320	学士(文学)	1.04	昭和27年度	同上	
	教育学科	4	40	—	160	学士(教育学)	1.05	昭和39年度	同上	
	経済学部 第2部						1.08			
	経済学科	4	150	—	600	学士(経済学)	1.08	昭和32年度	同上	
	経営学部 第2部						1.04			
	経営学科	4	110	—	440	学士(経営学)	1.04	昭和41年度	同上	
	法学部 第2部						1.07			
	法律学科	4	120	—	480	学士(法学)	1.07	昭和31年度	同上	
	社会学部 第2部						1.02			
	社会学科	4	130	—	520	学士(社会学)	1.04	昭和34年度	同上	
	社会福祉学科	4	45	3年次 10	200	学士(社会学)	0.95	平成13年度	同上	
	通信教育部									
	文学部 日本文学文化学科	4	1000	—	4000	学士(文学)	0.04	昭和39年度	同上	
	法学部 法律学科	4	1000	—	4000	学士(法学)	0.01	昭和41年度	同上	
附属施設の概要		該当なし								

(注)

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学又は高等専門学校に収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」、「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。

教 育 課 程 等 の 概 要

(情報連携学研究科 情報連携学専攻)

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置						備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
共通科目	情報連携学研究法Ⅰ	1前	2			○			8						オムニバス	
	情報連携学研究法Ⅱ	1後	2			○			1							
	情報連携学研究法Ⅲ	1前	2			○			1							
	情報連携学研究法Ⅳ	1後	2			○			1							
	小計(4科目)		—	8	0	0	—			8	0	0	0	0	0	
専門科目	ビジネス・インキュベーション特論Ⅰ	1・2①		2		○			1						オムニバス オムニバス オムニバス オムニバス オムニバス・共同(一部) オムニバス・共同(一部)	
	ビジネス・インキュベーション特論Ⅱ	1・2②		2		○			1							
	データ・サイエンス特論Ⅰ	1・2③		2		○			1							
	データ・サイエンス特論Ⅱ	1・2④		2		○			1							
	インフラ・サービス特論Ⅰ	1・2①		2		○			1	1						
	インフラ・サービス特論Ⅱ	1・2②		2		○			2							
	クオリティ・オブ・ライフ特論Ⅰ	1・2③		2		○			2							
	クオリティ・オブ・ライフ特論Ⅱ	1・2④		2		○				2						
	コンピュータ・アーキテクチャ特論Ⅰ	1・2①		2		○			1	1						
	コンピュータ・アーキテクチャ特論Ⅱ	1・2②		2		○			1	1						
	コンピュータ・ネットワーク特論Ⅰ	1・2③		2		○			1							
	コンピュータ・ネットワーク特論Ⅱ	1・2④		2		○			1							
	デジタル・デザイン特論Ⅰ	1・2①		2		○			1							
	デジタル・デザイン特論Ⅱ	1・2②		2		○			1							
	ユーザ・エクスペリエンス・デザイン特論Ⅰ	1・2③		2		○			1							
	ユーザ・エクスペリエンス・デザイン特論Ⅱ	1・2④		2		○			1							
小計(16科目)		—	0	32	0	—			12	5	0	0	0	0		
研究指導科目	情報連携研究指導Ⅰ	1通	4				○		13	5						
	情報連携研究指導Ⅱ	1・2通	4				○		13	5						
	小計(2科目)		—	8	0	0	—			13	5	0	0	0	0	
合計(22科目)		—	16	32	0	—			14	6	0	0	0	0		
学位又は称号		修士(情報連携学)			学位又は学科の分野				工学関係							
卒業要件及び履修方法								授業期間等								
本課程に2年以上在学し、必修科目を含む30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査および最終試験に合格した者に修士の学位を授与する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。								1 学年の学期区分				4期				
								1 学期の授業期間				8週				
								1 時限の授業時間				90分				

授 業 科 目 の 概 要			
(情報連携学研究科 情報連携学専攻)			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
共通 科目	情報連携学研究法Ⅰ	(概要) 現代社会では、様々な学問分野、システム、組織が、情報通信技術を軸に連携しながら動いている。情報連携学研究法Ⅰでは、本研究科の趣旨である情報通信技術を軸とした連携を理解し、修士課程で取り組む研究課題を明確化するために、まずはビジネス、シビルシステム、デザイン、エンジニアリング各コースの計8つの研究分野の位置付けと、相互の関係を学ぶ。本講義は、各研究分野の教員による研究紹介をオムニバス形式で行う。 (オムニバス方式／全15回) (4 坂村健/7回) 情報連携学について (12 富田亜紀/1回) ビジネス・インキュベーションについて (13 中村周吾/1回) データ・サイエンスについて (1 花本啓祐/1回) インフラ・サービスについて (2 後藤尚弘/1回) クオリティ・オブ・ライフについて (4 坂村健/1回) コンピュータ・アーキテクチャについて (14 吉越健治/1回) コンピュータ・ネットワークについて (7 中村光宏/1回) デジタル・デザインについて (8 神場知成/1回) ユーザ・エクスペリエンスについて	オムニバス方式
共通 科目	情報連携学研究法Ⅱ	現代社会では、様々な学問分野、システム、組織が、情報通信技術を軸に連携しながら動いている。情報連携学研究法Ⅱでは、情報連携学研究法Ⅰで学んだ「情報を軸とした連携」への社会の要請を学び、修士課程で取り組む研究課題を探す材料とする。本講義は、実際の社会における様々な実務の現場の事例紹介も交えながら、社会における様々な課題と、それを解決するための最先端の情報通信技術の役割を学ぶ。	
共通 科目	情報連携学研究法Ⅲ	修士課程では、修士論文を執筆することが求められる。情報連携学研究法Ⅲの目的は、研究者として研究論文を執筆するための基本的な方法論を身につけることにある。具体的には、論文の構成方法、先行事例の調査方法、引用の方法、評価の手法などについて体系的に学ぶ。	
共通 科目	情報連携学研究法Ⅳ	情報連携学研究法Ⅳでは、修士論文を執筆するに先立ち、トラブルを未然に防ぐための講義を行う。本講義では、次の2点を学ぶ。第1に、近年様々な研究不正が問題となっていることを鑑み、捏造、改竄、盗用に代表される研究不正行為について、ケーススタディ形式で学ぶ。第2に、企業などとの産学の共同研究における留意点として、知的財産権や守秘義務契約などについて学ぶ。	
専門 科目	ビジネス・インキュベーション特論Ⅰ	ビジネス・インキュベーション特論Ⅰでは、会計論、経営論、知的財産権論の発展的な内容を取扱う。日本の社会において現実に見られる課題を取り上げ、グローバルな観点から解決するためのアプローチについて講義する。	
専門 科目	ビジネス・インキュベーション特論Ⅱ	ビジネス・インキュベーション特論Ⅱでは、会計論、経営論、知的財産権論の発展的な内容を取扱う。海外、特にアジアの社会において現実に見られる課題を取り上げ、日本における取組みを踏まえたグローバルな観点から解決するためのアプローチについて講義する。	

授 業 科 目 の 概 要			
(情報連携学研究科 情報連携学専攻)			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専 門 科 目	データ・サイエンス特論Ⅰ	本講義では、新たな人工知能として注目を集めているディープ・ラーニングについて、その手法と応用を学ぶ。まず、ディープ・ラーニングの歴史を概観し、ニューラルネットワークや機械学習の理論と手法について、ベイズ推定やマルコフモデルなどととも解説する。続いて、画像認識や音声認識の分野への応用について、実践的な事例をもとに議論する。	
専 門 科 目	データ・サイエンス特論Ⅱ	本講義では、ビッグデータを解析するための統計的手法、機械学習法、多次元尺度構成法、大規模並列計算アルゴリズムなどの方法を組み合わせ、生命科学データに応用することで、生体分子立体構造解析・予測システム、生体分子機能予測システム、生体分子シミュレーションとその結果解析などがどのように実現されているかを解説し、この分野の将来展望について議論する。	
専 門 科 目	インフラ・サービス特論Ⅰ	(概要) 都市の形成形態および都市活動と情報技術の関連を学ぶ。 (オムニバス方式/全15回) (1 花木啓祐/7回) 低炭素都市の形成について、さまざまな技術的な対策と、コンパクトシティなどの都市の形態がもたらす効果について学ぶ。また、特に情報通信技術の活用を中心に据えたスマートシティについて、その要素の実現可能性と、全体としての導入効果を学ぶ。 (17 加知範康/8回) 都市における鉄道の利用者をはじめとした、交通に関わるビッグデータを用いた解析について実例を中心に解析を行い、鉄道の敷設や運行、あるいは道路の管理へのフィードバックについて学ぶ。	オムニバス方式
専 門 科 目	インフラ・サービス特論Ⅱ	(概要) インフラおよび建築物の管理への情報通信技術の応用を学ぶ。 (オムニバス方式/全15回) (10 曾根真理/8回) 公共構造物と民間建築とが調和した街づくりの典型的な例として、ステイクホルダーが協力して行う駅前再開発を事例にして、関係者が連携して街づくりを行うための仕組みを学び、次にこうした連携を強化するために情報通信技術がどのように役立っていくかについて学ぶ。 (11 渡邊朗子/7回) オフィスや住宅における人間の活動や生活を支援する情報通信技術とロボティクスと連携した新しい建築空間の設計を中心として学ぶ。先進的な技術の応用や空間設計例を中心として創造的な空間のデザインの考え方と実際を学ぶ。	オムニバス方式
専 門 科 目	クオリティ・オブ・ライフ特論Ⅰ	(概要) 環境情報の解析とその応用について学ぶ。 (オムニバス方式/全15回) (2 後藤尚弘/8回) 製造業を主たる対象とし、そこで得られる生産および環境に関わる情報を解析することによって物質フローを明らかにし、資源循環情報システムを構築し、生産性を向上させるための方法を実例を中心にして学び、環境に配慮した産業振興の方法を学ぶ。 (6 横田達也/7回) 衛星観測を始め、様々な手段により得られる地球環境データに基づいて情報を総合する手法を学ぶ。このデータ量は飛躍的に増大しており、その管理と活用は環境データ解析の大きな課題になっており、技術面および応用面からデータ活用の方法を議論する。	オムニバス方式

授 業 科 目 の 概 要			
(情報連携学研究科 情報連携学専攻)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専門科目	クオリティ・オブ・ライフ特論Ⅱ	(概要) 地域社会の活力維持への環境情報の応用について学ぶ。 (オムニバス方式/全15回) (15 川本清美/8回) 地域固有の人間関係であるソーシャル・キャピタルの実態を把握し、それを地域の資源管理、社会経済的な活動、さらには政策に活用していくことを対象に、どのように地域の情報を活用できるかという点に着目しながら実践的に学ぶ (16 平松(高山) あい/7回) 地域の持続性を高めるためのコミュニティを中心とした全世代にわたる環境学習の必要性とその効果、生活の質と環境との関連を学び、個人用デバイスを含めた情報通信技術が果たす役割について、実践的に学ぶ。	オムニバス方式
専門科目	コンピュータ・アーキテクチャ特論Ⅰ	(概要) あらゆるモノが連携するIoT(Internet of Things)という新たなコンピューティング・パラダイムは、近年のICTの進展とともに、現実のものとなりつつある。本講義では、IoTの最新動向について学習する。 (オムニバス方式/全15回) (4 坂村健・18 別所正博/1回) (共同) ガイダンス (4 坂村健/7回) 物流、農業、防災、スマートホームなどをはじめとした、IoTの具体的な応用分野について、世界での先進的な事例を紹介する。 (18 別所正博/7回) 組込み技術、クラウドコンピューティング、セマンティックウェブ、stream computing 等のIoTを支える、あるいはIoTに関連する要素技術を学習する。	オムニバス方式・共同 (一部)
専門科目	コンピュータ・アーキテクチャ特論Ⅱ	(概要) 限られたリソースのもとで長時間駆動されることが求められるIoT(Internet of Things)時代の組み込み機器には、従来のコンピュータアーキテクチャとは異なる課題点がある。本講義では、IoT時代の組み込み機器のアーキテクチャに関する技術動向について学習する。 (オムニバス方式/全15回) (4 坂村健・19 矢代武嗣/1回) (共同) ガイダンス (4 坂村健/7回) 組み込み機器とクラウドシステムとの連携を前提とした、IoT時代の組み込み機器のアーキテクチャに関する最先端の研究についての紹介する。 (19 矢代武嗣/7回) IoT時代の組み込み技術において特に重要性を増す、RTOSにおける省電力機能について学習する。	オムニバス方式・共同 (一部)
専門科目	コンピュータ・ネットワーク特論Ⅰ	インターネットは広く利用されているが、通信品質 (Quality of Service) の保証やDDoS (Distributed denial of service) アタックへの脆弱性等に関して、課題点も指摘されている。本講義では、現状のインターネット上に、このような課題点を解消するようなネットワークを仮想的に構築する技術であるオーバーレイネットワークについて、実用化が進むCDNなどの技術から研究段階の技術まで幅広く学習する。	

授 業 科 目 の 概 要			
(情報連携学研究科 情報連携学専攻)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専門科目	コンピュータ・ネットワーク特論Ⅱ	近年の情報サービスの構築においては、クラウドコンピューティングが活用されている。本講義では、クラウドコンピューティングの基礎や、IaaS、PaaS、BaaS、SaaSといったクラウドコンピューティング・サービスの形態を学習し、それらを利用したサービスの構築に関する知識を習得する。また、クラウドコンピューティングを構築するための技術を、オープンソースのクラウドコンピューティング環境であるOpenStackやCloudStack等を通して学ぶ。	
専門科目	デジタル・デザイン特論Ⅰ	より実践的に社会で起きている様々な課題や生活者の暮らしから課題を自ら見出しそれをデザインで解決するための力を養う。そのためにエスノグラフィ調査など民族学者や人類学者が各文化の行動様式を解析し異民族を理解するためのアプローチを用い、「生活者」の日常行動を包括的に知ること、潜在的な価値や欲求を見出す仮説探索、発見型の手法を学習する。	
専門科目	デジタル・デザイン特論Ⅱ	市場に存在する様々なモノがもたらす造形的効果を比較検証することによりある1つの仮説を導いて検証を重ねながら独自のデザインアプローチの創出を目指す。導かれた考察結果はモノの造形に新しい価値をもたらす手法となり、また、デザインが社会の中で果たすべき役割や効果について洞察する目を育成する。	
専門科目	ユーザ・エクスペリエンス・デザイン特論Ⅰ	本講義では、ユーザ・エクスペリエンス・デザインに関してコンピュータ・サイエンスの観点から専門的な議論を行い、最先端のヒューマン・コンピュータ・インタラクション (HCI) 技術と研究動向を解説する。特に、コンピュータ・グラフィクス、拡張現実、モバイル、ウェアラブル等の理論と実践の理解を通して、コンピュータと人との関わりについて学ぶ。	
専門科目	ユーザ・エクスペリエンス・デザイン特論Ⅱ	本講義では、ユーザ・エクスペリエンス・デザインに関して特にユーザ・エクスペリエンス（利用者の経験）の側面に焦点を当て、コンピュータと人間の関わりを専門的に理解する。具体的には、ユーザ・エクスペリエンス評価の理論と手法の議論、システム利用におけるユーザの認知プロセスを理解するための認知科学的議論、ユビキタスやIoTの総合的理解を目指した空間行動学的議論などを通して、最先端の情報システムをユーザの視点から考えるための専門的な議論を行う。	
研究科目	情報連携研究指導Ⅰ	情報連携研究指導Ⅰでは、各コースに所属する研究分野の教員の研究室に配属され、個人のテーマに応じた研究を行う。ここでは、当該分野の最先端の研究動向の調査を行い、未解決の課題の解決方法を提案し、その方法を評価し学術論文の形式でまとめることをゴールとする。また、研究構想がまとまった時点での中間発表、最終成果発表も実施する。 (1 花木啓祐) インフラ・サービスと情報通信技術の連携を取り上げ、インフラマネジメントの課題の研究指導を行う (2 後藤尚弘) クオリティ・オブ・ライフ向上と情報通信技術の連携を取り上げ、産業エコロジーの課題の研究指導を行う。 (3 井村亮) 情報通信技術を活用した新規ビジネス開発に関して、ケーススタディを中心とした研究指導を行う。 (4 坂村健) IoTを実現するための次世代コンピュータシステムのアーキテクチャに関する技術的課題の研究指導を行う。	

授 業 科 目 の 概 要

(情報連携学研究科 情報連携学専攻)

科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
研究 科目	情報連携研究指導Ⅰ	(5 土屋雅義) コンピュータを活用したモノづくりに関して、プロダクト・デザインについて実践的な研究指導を行う。 (6 横田達也) クオリティ・オブ・ライフ向上と情報通信技術の連携を取り上げ、リモートセンシングを利用した課題の研究指導を行う。 (7 中村光宏) コンピュータを活用したモノづくりに関して、サステナブルデザインをテーマとした研究指導を行う。 (8 神場知成) 情報通信機器のユーザ・インタフェースに関して、特にコンピュータ・サイエンスの観点からの研究指導を行う。 (9 小笠原武史) 情報基盤技術におけるプログラミング言語の処理系を中心とした課題に関する研究指導を行う。 (10 曽根真理) インフラ・サービスと情報通信技術の連携を取り上げ、都市計画に関する課題の研究指導を行う。 (12 富田亜紀) 情報通信技術を活用した新規ビジネス開発における、会計学に関する課題の研究指導を行う。 (13 中村周吾) データ解析技術やシミュレーション技術を、生命科学に関する課題に対して適用した研究指導を行う。 (14 吉越健治) コンピュータ・ネットワークと情報セキュリティに関する課題の研究指導を行う。 (15 川本清美) クオリティ・オブ・ライフ向上と情報通信技術の連携を取り上げ、社会関係資本関係の課題の研究指導を行う。 (16 平松(高山)あい) クオリティ・オブ・ライフ向上と情報通信技術の連携を取り上げ、ライフスタイルに関する課題の研究指導を行う。 (18 別所正博) IoT技術を活用した位置情報サービスのアーキテクチャに関する課題の研究指導を行う。 (19 矢代武嗣) IoTを実現する要素技術である組込みシステムのアーキテクチャに関する課題の研究指導を行う。 (20 Khan M. Fahim Ferdous) ユビキタス情報社会の基盤技術としてのコンピュータ・セキュリティに関する課題の研究指導を行う。	

授 業 科 目 の 概 要

(情報連携学研究科 情報連携学専攻)

科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
研 究 科 目	情報連携研究指導Ⅱ	情報連携研究指導Ⅱは、情報連携研究指導Ⅰと連携し、教員による個別指導を実施する。ここでは、指導担当教員による個別指導を行い、研究テーマの選択、研究動向の調査方法、実験方法、論文執筆、発表の指導などを実施する。 (1 花木啓祐) インフラ・サービスと情報通信技術の連携を取り上げ、インフラマネジメントの課題の研究指導を行う (2 後藤尚弘) クオリティ・オブ・ライフ向上と情報通信技術の連携を取り上げ、産業エコロジーの課題の研究指導を行う。 (3 井村亮) 情報通信技術を活用した新規ビジネス開発に関して、ケーススタディを中心とした研究指導を行う。 (4 坂村健) IoTを実現するための次世代コンピュータシステムのアーキテクチャに関する技術的課題の研究指導を行う。 (5 土屋雅義) コンピュータを活用したモノづくりに関して、プロダクト・デザインについて実践的な研究指導を行う。 (6 横田達也) クオリティ・オブ・ライフ向上と情報通信技術の連携を取り上げ、リモートセンシングを利用した課題の研究指導を行う。 (7 中村光宏) コンピュータを活用したモノづくりに関して、サステナブルデザインをテーマとした研究指導を行う。 (8 神場知成) 情報通信機器のユーザ・インタフェースに関して、特にコンピュータ・サイエンスの観点からの研究指導を行う。 (9 小笠原武史) 情報基盤技術におけるプログラミング言語の処理系を中心とした課題に関する研究指導を行う。 (10 曾根真理) インフラ・サービスと情報通信技術の連携を取り上げ、都市計画に関する課題の研究指導を行う (12 富田亜紀) 情報通信技術を活用した新規ビジネス開発における、会計学に関する課題の研究指導を行う。 (13 中村周吾) データ解析技術やシミュレーション技術を、生命科学に関する課題に対して適用した研究指導を行う。 (14 吉越健治) コンピュータ・ネットワークと情報セキュリティに関する課題の研究指導を行う。 (15 川本清美) クオリティ・オブ・ライフ向上と情報通信技術の連携を取り上げ、社会関係資本関係の課題の研究指導を行う。	

授 業 科 目 の 概 要

(情報連携学研究科 情報連携学専攻)

科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
研 究 科 目	情報連携研究指導Ⅱ	(16 平松(高山)あい) クオリティ・オブ・ライフ向上と情報通信技術の連携を取り上げ、ライフスタイルに関する課題の研究指導を行う。 (18 別所正博) IoT技術を活用した位置情報サービスのアーキテクチャに関する課題の研究指導を行う。 (19 矢代武嗣) IoTを実現する要素技術である組込みシステムのアーキテクチャに関する課題の研究指導を行う。 (20 Khan M. Fahim Ferdous) ユビキタス情報社会の基盤技術としてのコンピュータ・セキュリティに関する課題の研究指導を行う。	

学校法人東洋大学 設置認可等に関わる組織の移行表

収容定員 ※学部

平成28年度

学部名	入学定員 (a)	編入学定員	収容定員 (a) × 4
第1部			
文学部	916	－	3,664
経済学部	616	－	2,464
経営学部	682	－	2,728
法学部	500	－	2,000
社会学部	750	－	3,000
理工学部	811	－	3,244
国際地域学部	490	－	1,960
生命科学部	226	－	904
ライフデザイン学部	556	－	2,224
総合情報学部	260	－	1,040
食環境科学部	220	－	880
第1部計	6,027	－	24,108
第2部			
文学部	150	－	600
経済学部	150	－	600
経営学部	110	－	440
法学部	120	－	480
社会学部	175	3年次 10	720
第2部計	705	－	2,840
計	6,732	3年次 10	26,948

平成29年度以降

学部名	入学定員 (a)	編入学定員	収容定員 (a) × 4
第1部			
文学部	849	－	3,396
経済学部	616	－	2,464
経営学部	682	－	2,728
法学部	500	－	2,000
社会学部	750	－	3,000
理工学部	811	－	3,244
国際地域学部	0	－	0
生命科学部	226	－	904
ライフデザイン学部	556	－	2,224
総合情報学部	260	－	1,040
食環境学部	220	－	880
国際学部	390	－	1,560
国際観光学部	366	－	1,464
情報連携学部	400	－	1,600
第1部計	6,626	－	26,504
第2部			
文学部	120	－	480
経済学部	150	－	600
経営学部	110	－	440
法学部	120	－	480
社会学部	175	3年次 10	720
第2部計	675	－	2,720
計	7,301	3年次 10	29,224

収容定員 2,276名増

白山キャンパス

平成28年度

白山キャンパス

【所在地:東京都文京区白山5-28-20】

学部名・学科名	入学定員 (a)	編入学定員	収容定員 (a)×4	学位の種類	分野
第1部					
文学部	916	－	3,664		
(内訳)					
哲学科	100	－	400	学士(文学)	文学
東洋思想文化学科	100	－	400		
日本文学文化学科	200	－	800		
英米文学科	133	－	532		
英語コミュニケーション学科	100	－	400		
史学科	133	－	532		
教育学科人間発達専攻	100	－	400	学士(教育学)	教育学・保育学
教育学科初等教育専攻	50	－	200		
経済学部	616	－	2,464	学士(経済学)	経済学
経営学部	682	－	2,728	学士(経営学)	経済学
法学部	500	－	2,000	学士(法学)	法学
社会学部	750	－	3,000	学士(社会学)	文学、経済学、 法学
国際地域学部	490	－	1,960		
(内訳)					
国際地域学科国際地域専攻	180	－	720	学士(国際地域学)	文学、経済学、 法学
国際地域学科地域総合専攻	110	－	440		
国際観光学科	200	－	800	学士(国際観光学)	
第1部計	3,954	－	15,816		
第2部					
文学部	150	－	600	学士(文学)	文学
経済学部	150	－	600	学士(経済学)	経済学
経営学部	110	－	440	学士(経営学)	経済学
法学部	120	－	480	学士(法学)	法学
社会学部	175	3年次 10	720	学士(社会学)	文学、経済学、 法学
第2部計	705	－	2,840		
計	4,659	3年次 10	18,656		

平成29年度以降

学部名・学科名	入学定員 (a)	編入学定員	収容定員 (a) × 4	学位の種類	分野	変更の事由
第1部						
文学部 (内訳)	849	—	3,396			
哲学科	100	—	400	学士(文学)	文学	
東洋思想文化学科	100	—	400			
日本文学文化学科	133	—	532			定員変更(△67) 学科の設置(届出)
国際文化コミュニケーション学科	100	—	400			
英米文学科	133	—	532			平成29年4月学生募集停止
英語コミュニケーション学科	0	—	0			
史学科	133	—	532			
教育学科人間発達専攻	100	—	400	学士(教育学)	教育学・保育学	
教育学科初等教育専攻	50	—	200			
経済学部	616	—	2,464	学士(経済学)	経済学	
経営学部	682	—	2,728	学士(経営学)	経済学	
法学部	500	—	2,000	学士(法学)	法学	
社会学部	750	—	3,000	学士(社会学)	文学、経済学、 法学	
国際地域学部 (内訳)	0	—	0			
国際地域学科国際地域専攻	0	—	0	学士(国際地域学)	文学、経済学、 法学	平成29年4月学生募集停止
国際地域学科地域総合専攻	0	—	0			平成29年4月学生募集停止
国際観光学科	0	—	0	学士(国際観光学)		平成29年4月学生募集停止
国際学部 (内訳)	390	—	1,560			学部の設置(届出)
グローバル・イノベーション学科	100	—	400	学士(グローバル・イノベーション学)	社会学・社会福 祉学、経済学	
国際地域学科国際地域専攻	210	—	840			
国際地域学科地域総合専攻	80	—	320			
国際観光学部 (内訳)	366	—	1,464			学部の設置(届出)
国際観光学科	366	—	1,464	学士(国際観光学)	社会学・社会福 祉学、経済学	
第1部計	4,153	—	16,612			
第2部						
文学部	120	—	480	学士(文学)	文学	定員変更(△30)
経済学部	150	—	600	学士(経済学)	経済学	
経営学部	110	—	440	学士(経営学)	経済学	
法学部	120	—	480	学士(法学)	法学	
社会学部	175	3年次 10	720	学士(社会学)	文学、経済学、 法学	
第2部計	675	—	2,720			
計	4,828	3年次 10	19,332			

収容定員 676名増

川越キャンパス					
平成28年度		【所在地:埼玉県川越市鯨井2100】			
平成29年度以降					
学部名	入学定員 (a)	編入学定員	収容定員 (a)×4	学位の種類	分野
理工学部	811	－	3,244		
(内訳)					
機械工学科	180	－	720	学士(理工学)	工学
生体医工学科	113	－	452	学士(理工学)	工学、理学
電気電子情報工学科	113	－	452	学士(理工学)	工学
応用化学科	146	－	584	学士(理工学)	工学
都市環境デザイン学科	113	－	452	学士(工学)	工学
建築学科	146	－	584	学士(工学)	工学
総合情報学部	260	－	1,040		
(内訳)					
総合情報学科	260	－	1,040	学士(情報学)	工学
計	1,071	0	4,284		

学部名	入学定員 (a)	編入学定員	収容定員 (a)×4	学位の種類	分野
理工学部	811	－	3,244		
(内訳)					
機械工学科	180	－	720	学士(理工学)	工学
生体医工学科	113	－	452	学士(理工学)	工学、理学
電気電子情報工学科	113	－	452	学士(理工学)	工学
応用化学科	146	－	584	学士(理工学)	工学
都市環境デザイン学科	113	－	452	学士(工学)	工学
建築学科	146	－	584	学士(工学)	工学
総合情報学部	260	－	1,040		
(内訳)					
総合情報学科	260	－	1,040	学士(情報学)	工学
計	1,071	0	4,284		

朝霞キャンパス					
平成28年度		【所在地:埼玉県朝霞市岡48-1】			
平成29年度以降					
学部名	入学定員 (a)	編入学定員	収容定員 (a)×4	学位の種類	分野
ライフデザイン学部	556	－	2,224		
(内訳)					
生活支援学科生活支援学専攻	116	－	464	学士(生活支援学)	社会学・社会福祉学、教育学・保育学
生活支援学科子ども支援学専攻	100	－	400		
健康スポーツ学科	180	－	720	学士(健康スポーツ学)	社会学・社会福祉学、保健衛生学(看護学を除く)
人間環境デザイン学科	160	－	640	学士(人間環境デザイン学)	社会学・社会福祉学、家政
計	556	0	2,224		

学部名	入学定員 (a)	編入学定員	収容定員 (a)×4	学位の種類	分野
ライフデザイン学部	556	－	2,224		
(内訳)					
生活支援学科生活支援学専攻	116	－	464	学士(生活支援学)	社会学・社会福祉学、教育学・保育学
生活支援学科子ども支援学専攻	100	－	400		
健康スポーツ学科	180	－	720	学士(健康スポーツ学)	社会学・社会福祉学、保健衛生学(看護学を除く)
人間環境デザイン学科	160	－	640	学士(人間環境デザイン学)	社会学・社会福祉学、家政
計	556	0	2,224		

板倉キャンパス					
平成28年度		【所在地:群馬県邑楽郡板倉町泉野1-1-1】			
平成29年度以降					
学部名	入学定員 (a)	編入学定員	収容定員 (a)×4	学位の種類	分野
生命科学部	226	－	904		
(内訳)					
生命科学科	113	－	452	学士(生命科学)	理学
応用生物科学科	113	－	452		
食環境科学部	220	－	880		
(内訳)					
食環境科学科フードサイエンス専攻	70	－	280	学士(食環境科学部)	理学、家政
食環境科学科スポーツ・食品機能専攻	50	－	200		
健康栄養学科	100	－	400	学士(健康栄養学)	理学、家政
計	446	0	1,784		

学部名	入学定員 (a)	編入学定員	収容定員 (a)×4	学位の種類	分野
生命科学部	226	－	904		
(内訳)					
生命科学科	113	－	452	学士(生命科学)	理学
応用生物科学科	113	－	452		
食環境科学部	220	－	880		
(内訳)					
食環境科学科フードサイエンス専攻	70	－	280	学士(食環境科学部)	理学、家政
食環境科学科スポーツ・食品機能専攻	50	－	200		
健康栄養学科	100	－	400	学士(健康栄養学)	理学、家政
計	446	0	1,784		

赤羽台キャンパス

平成28年度

【所在地:東京都北区赤羽台1-7-12】

平成29年度以降

学部・学科名	入学定員 (a)	編入学定員	収容定員 (a)×4	学位の種類	分野	変更の事由
情報連携学部	400	－	1,600			学部の設置(届出)
(内訳)						
情報連携学科	400	－	1,600	学士(情報連携学)	工学・経済学	
計	400	0	1,600			

収容定員 1,600名増

収容定員 ※博士前期・修士課程

平成28年度

博士前期・修士課程

研究科名	専攻名	分野	入学定員 (a)	編入学定員	収容定員 (a)×2
文学研究科	哲学専攻	文学	5	-	10
	インド哲学仏教学専攻	文学	4	-	8
	国文学専攻	文学	10	-	20
	中国哲学専攻	文学	4	-	8
	英文学専攻	文学	5	-	10
	史学専攻	文学	6	-	12
	教育学専攻	教育学・保育学	20	-	40
	英語コミュニケーション専攻	文学	10	-	20
社会学研究科	社会学専攻	社会学・社会福祉学	10	-	20
	社会心理学専攻	社会学・社会福祉学	12	-	24
法学研究科	私法学専攻	法学	10	-	20
	公法学専攻	法学	10	-	20
経営学研究科	経営学専攻	経済学	10	-	20
	ビジネス・会計ファイナンス専攻	経済学	20	-	40
	マーケティング専攻	経済学	10	-	20
理工学研究科	生体医工専攻	工学	18	-	36
	応用化学専攻	工学	12	-	24
	機能システム専攻	工学	15	-	30
	電気電子情報専攻	工学	11	-	22
	都市環境デザイン専攻	工学	8	-	16
	建築学専攻	工学	14	-	28
経済学研究科	経済学専攻	経済学	10	-	20
	公民連携専攻	経済学	30	-	60
国際地域学研究科	国際地域学専攻	経済学	15	-	30
	国際観光学専攻	経済学	10	-	20
生命科学研究科	生命科学専攻	工学	20	-	40
福祉社会デザイン研究科	社会福祉学専攻	社会学・社会福祉学	20	-	40
	福祉社会システム専攻	社会学・社会福祉学	20	-	40
	ヒューマンデザイン専攻	社会学・社会福祉学	20	-	40
	人間環境デザイン専攻	教育学・保育学、体育 家政	10	-	20
学際・融合科学研究科	バイオ・ナノサイエンス融合専攻	工学	12	-	24
総合情報学研究科	総合情報学専攻	工学、社会学・社会福祉学	15	-	30
食環境科学研究科	食環境科学専攻	理学、家政	10	-	20
計			416	0	832

平成29年度以降

博士前期・修士課程（1研究科・1専攻設置）

研究科名	専攻名	分野	入学定員 (a)	編入学定員	収容定員 (a)×2	変更の事由
文学研究科	哲学専攻	文学	5	-	10	
	インド哲学仏教学専攻	文学	4	-	8	
	国文学専攻	文学	10	-	20	
	中国哲学専攻	文学	4	-	8	
	英文学専攻	文学	5	-	10	
	史学専攻	文学	6	-	12	
	教育学専攻	教育学・保育学	20	-	40	
	英語コミュニケーション専攻	文学	10	-	20	
社会学研究科	社会学専攻	社会学・社会福祉学	10	-	20	
	社会心理学専攻	社会学・社会福祉学	12	-	24	
法学研究科	私法学専攻	法学	10	-	20	
	公法学専攻	法学	10	-	20	
経営学研究科	経営学専攻	経済学	10	-	20	
	ビジネス・会計ファイナンス専攻	経済学	20	-	40	
	マーケティング専攻	経済学	10	-	20	
理工学研究科	生体医工専攻	工学	18	-	36	
	応用化学専攻	工学	12	-	24	
	機能システム専攻	工学	15	-	30	
	電気電子情報専攻	工学	11	-	22	
	都市環境デザイン専攻	工学	8	-	16	
	建築学専攻	工学	14	-	28	
経済学研究科	経済学専攻	経済学	10	-	20	
	公民連携専攻	経済学	30	-	60	
国際地域学研究科	国際地域学専攻	経済学	15	-	30	
	国際観光学専攻	経済学	10	-	20	
生命科学研究科	生命科学専攻	工学	20	-	40	
福祉社会デザイン研究科	社会福祉学専攻	社会学・社会福祉学	20	-	40	
	福祉社会システム専攻	社会学・社会福祉学	20	-	40	
	ヒューマンデザイン専攻	社会学・社会福祉学	20	-	40	
	人間環境デザイン専攻	教育学・保育学、体育 家政	10	-	20	
学際・融合科学研究科	バイオ・ナノサイエンス融合専攻	工学	12	-	24	
総合情報学研究科	総合情報学専攻	工学、社会学・社会福祉学	15	-	30	
食環境科学研究科	食環境科学専攻	理学、家政	10	-	20	
情報連携学研究科	情報連携学専攻	工学、経済学	20	-	40	研究科の設置（届出）
計			436	0	872	

収容定員 40名増

収容定員 ※博士後期

平成28年度

博士後期課程

研究科名	専攻名	分野	入学定員 (b)	編入学定員	収容定員 (b)×3
文学研究科	哲学専攻	文学	3	-	9
	インド哲学仏教学専攻	文学	3	-	9
	国文学専攻	文学	3	-	9
	中国哲学専攻	文学	3	-	9
	英文学専攻	文学	3	-	9
	史学専攻	文学	3	-	9
	教育学専攻	教育学・保育学	4	-	12
	英語コミュニケーション専攻	文学	5	-	15
社会学研究科	社会学専攻	社会学・社会福祉学	3	-	9
	社会心理学専攻	社会学・社会福祉学	5	-	15
法学研究科	私法学専攻	法学	5	-	15
	公法学専攻	法学	5	-	15
経営学研究科	経営学専攻	経済学	5	-	15
	ビジネス・会計ファイナンス専攻	経済学	5	-	15
	マーケティング専攻	経済学	3	-	9
			3	-	9
理工学研究科	生体医工専攻	工学	3	-	9
	応用化学専攻	工学	3	-	9
	機能システム専攻	工学	3	-	9
	電気電子情報専攻	工学	3	-	9
	建築・都市デザイン専攻	工学	3	-	9
			3	-	9
経済学研究科	経済学専攻	経済学	3	-	9
国際地域学研究科	国際地域学専攻	経済学	5	-	15
	国際観光学専攻	経済学	3	-	9
生命科学研究科	生命科学専攻	工学	4	-	12
福祉社会デザイン研究科	社会福祉学専攻	社会学・社会福祉学	5	-	15
	ヒューマンデザイン専攻	社会学・社会福祉学	5	-	15
	人間環境デザイン専攻	教育学・保育学、体育	4	-	12
		家政	4	-	12
学際・融合科学研究科	バイオ・ナノサイエンス融合専攻	工学	4	-	12
計			106	0	318

平成29年度以降

博士後期課程（変更なし）

研究科名	専攻名	分野	入学定員 (b)	編入学定員	収容定員 (b)×3
文学研究科	哲学専攻	文学	3	-	9
	インド哲学仏教学専攻	文学	3	-	9
	国文学専攻	文学	3	-	9
	中国哲学専攻	文学	3	-	9
	英文学専攻	文学	3	-	9
	史学専攻	文学	3	-	9
	教育学専攻	教育学・保育学	4	-	12
	英語コミュニケーション専攻	文学	5	-	15
社会学研究科	社会学専攻	社会学・社会福祉学	3	-	9
	社会心理学専攻	社会学・社会福祉学	5	-	15
法学研究科	私法学専攻	法学	5	-	15
	公法学専攻	法学	5	-	15
経営学研究科	経営学専攻	経済学	5	-	15
	ビジネス・会計ファイナンス専攻	経済学	5	-	15
	マーケティング専攻	経済学	3	-	9
			3	-	9
理工学研究科	生体医工専攻	工学	3	-	9
	応用化学専攻	工学	3	-	9
	機能システム専攻	工学	3	-	9
	電気電子情報専攻	工学	3	-	9
	建築・都市デザイン専攻	工学	3	-	9
			3	-	9
経済学研究科	経済学専攻	経済学	3	-	9
国際地域学研究科	国際地域学専攻	経済学	5	-	15
	国際観光学専攻	経済学	3	-	9
生命科学研究科	生命科学専攻	工学	4	-	12
福祉社会デザイン研究科	社会福祉学専攻	社会学・社会福祉学	5	-	15
	ヒューマンデザイン専攻	社会学・社会福祉学	5	-	15
	人間環境デザイン専攻	教育学・保育学、体育	4	-	12
		家政	4	-	12
学際・融合科学研究科	バイオ・ナノサイエンス融合専攻	工学	4	-	12
計			106	0	318

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
一	学長	タケムラ マキオ 竹村 牧男 ＜平成21年9月＞		博士 (文学)		東洋大学 学長 (平成21.9)

（注） 高等専門学校にあっては校長について記入すること。

教 員 の 氏 名 等													
（情報連携学研究科 情報連携学専攻）													
調 書 番 号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配当 年次	担当 単位 数	年間 開講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る 大学等の職 務に従事す る週当たり 平均日数	
1	専	教授 (研究 科長)	ハナキ ケイスケ 花木 啓祐 ＜平成29年4月＞		工学博士		情報連携学研究法Ⅰ※ 情報連携学研究法Ⅳ インフラ・サービス特論Ⅰ※ 情報連携研究指導Ⅰ 情報連携研究指導Ⅱ	1前 1後 1・2① 1通 1・2通	0.1 2 0.9 4 4	1 1 1 1 1	東京大学大学院工 学系研究科 教授 (昭和58.4)	5日	
2	専	教授 (専攻 長)	ゴトウ ナオヒロ 後藤 尚弘 ＜平成29年4月＞		博士 (工学)		情報連携学研究法Ⅰ※ 情報連携学研究法Ⅲ クオリティ・オブ・ライフ特論Ⅰ※ 情報連携研究指導Ⅰ 情報連携研究指導Ⅱ	1前 1前 1・2③ 1通 1・2通	0.1 2 1.1 4 4	1 1 1 1 1	豊橋技術科学大学 エコロジー工学系 准教授 (平成10.4)	5日	
3	専	教授	イムラ リョウ 井村 亮 ＜平成29年4月＞		工学博士		ビジネス・インキュベーション特論 Ⅱ 情報連携研究指導Ⅰ 情報連携研究指導Ⅱ	1・2② 1通 1・2通	2 4 4	1 1 1 1	UC Berkeley Haas School of Business 客員教授 (平成27.10)	3日	
4	専	教授	サカムラ ケン 坂村 健 ＜平成29年4月＞		工学博士		情報連携学研究法Ⅰ※ 情報連携学研究法Ⅱ 情報連携研究指導Ⅰ 情報連携研究指導Ⅱ コンピュータ・アーキテクチャ特論 Ⅰ※ コンピュータ・アーキテクチャ特論 Ⅱ※	1前 1後 1通 1・2通 1・2① 1・2②	1.3 2 4 4 1 1	1 1 1 1 1 1	東京大学大学院 情報学環 教授 (昭和54.6)	5日	
5	専	教授	ツチャ マサヨシ 土屋 雅義 ＜平成29年4月＞		准学士 (工学)		デジタル・デザイン特論Ⅱ 情報連携研究指導Ⅰ 情報連携研究指導Ⅱ	1・2② 1通 1・2通	2 4 4	1 1 1	ツチャデザインコ ンサルティング 代表 (平成26.4)	3日	
6	専	教授	ヨコタ タンヤ 横田 達也 ＜平成29年4月＞		工学博士		クオリティ・オブ・ライフ特論Ⅰ※ 情報連携研究指導Ⅰ 情報連携研究指導Ⅱ	1・2③ 1通 1・2通	0.9 4 4	1 1 1	国立研究開発法人 国立環境研究所 地球環境研究セン ター 室長 (昭和56.4)	3日	
7	専	教授	ナカムラ ミツヒロ 中村 光宏 ＜平成29年4月＞		芸術工学 修士		情報連携学研究法Ⅰ※ デジタル・デザイン特論Ⅰ 情報連携研究指導Ⅰ 情報連携研究指導Ⅱ	1前 1・2① 1通 1・2通	0.1 2 4 4	1 1 1 1	株式会社サステイ ナブルデザイン研 究所 代表取締役 (平成26.9)	5日	
8	専	教授	カンバ トモナリ 神場 知成 ＜平成29年4月＞		博士 (工学)		情報連携学研究法Ⅰ※ ユーザ・エクスペリエンス・デザイ ン特論Ⅰ ユーザ・エクスペリエンス・デザイ ン特論Ⅱ 情報連携研究指導Ⅰ 情報連携研究指導Ⅱ	1前 1・2③ 1・2④ 1通 1・2通	0.1 2 2 4 4	1 1 1 1 1	日本電気株式会社 中央研究所 イノベーションプ ロデューサー (平成27.4)	5日	
9	専	教授	オガサワラ タケン 小笠原 武史 ＜平成29年4月＞		博士 (学際情 報学)		情報連携研究指導Ⅰ 情報連携研究指導Ⅱ	1通 1・2通	4 4	1 1	日本アイ・ビー・ エム株式会社東京 基盤研究所 研究員 (平成3.4)	5日	
10	専	教授	ソネ シンリ 曾根 真理 ＜平成29年4月＞		博士 (工学)		インフラ・サービス特論Ⅱ※ 情報連携研究指導Ⅰ 情報連携研究指導Ⅱ	1・2② 1通 1・2通	1.1 4 4	1 1 1	独立行政法人都市 再生機構都市再生 機構部 チームリーダー (平成27.4)	3日	
11	専	教授	ワタナベ(テラダ) アキコ 渡邊(寺田) 朗子 ＜平成30年4月＞		博士 (学術)		インフラ・サービス特論Ⅱ※	1・2②	0.9	1	東京電気大学未来 科学部 准教授 (平成21.10)	3日	
	兼任	講師	ワタナベ(テラダ) アキコ 渡邊(寺田) 朗子 ＜平成29年4月＞		博士 (学術)		インフラ・サービス特論Ⅱ※	1・2②	0.9	1			
12	専	教授	トミタ アキ 富田 亜紀 ＜平成29年4月＞		博士 (理学)		情報連携学研究法Ⅰ※ ビジネス・インキュベーション特論 Ⅰ 情報連携研究指導Ⅰ 情報連携研究指導Ⅱ	1前 1・2① 1通 1・2通	0.1 2 4 4	1 1 1 1	株式会社みずほ銀 行産業調査部 参事役 (平成27.4まで)	5日	
13	専	教授	ナカムラ シュウゴ 中村 周吾 ＜平成29年4月＞		博士 (農学)		情報連携学研究法Ⅰ※ データ・サイエンス特論Ⅰ データ・サイエンス特論Ⅱ 情報連携研究指導Ⅰ 情報連携研究指導Ⅱ	1前 1・2③ 1・2④ 1通 1・2通	0.1 2 2 4 4	1 1 1 1 1	東京大学大学院情 報学環 准教授 (平成7.8)	5日	

教 員 の 氏 名 等 (情報連携学研究科 情報連携学専攻)													
調 書 番 号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配当 年次	担当 単位 数	年間 開講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る 大学等の職務に 従事する週あたり 平均日数	
14	専	教授	ヨシゴエ ケンジ 吉越 健治 ＜平成29年4月＞		Ph. D. in Computer Science and Engineeri ng (米国)		情報連携学研究法Ⅰ※ コンピュータ・ネットワーク特論Ⅰ コンピュータ・ネットワーク特論Ⅱ 情報連携研究指導Ⅰ 情報連携研究指導Ⅱ	1前 1・2③ 1・2④ 1通 1・2通	0.1 2 2 4 4	1 1 1 1 1	アーカンソー大学 リトルロック校 エンジニアリング& インフォメーション テクノロジー学 部 教授 (平成16.8)	5日	
15	専	准教授	カワモト キヨミ 川本 清美 ＜平成29年4月＞		博士 (工学)		クオリティ・オブ・ライフ特論Ⅱ※ 情報連携研究指導Ⅰ 情報連携研究指導Ⅱ	1・2④ 1通 1・2通	1.1 4 4	1 1 1	北海道教育大学教 育学部(函館校) 准教授 (平成20.5)	5日	
16	専	准教授	カチ リヤス 加知 範康 ＜平成30年4月＞		博士 (環境 学)		インフラ・サービス特論Ⅰ※	1・2①	1.1	1	九州大学大学院 工学研究院附属ア ジア防災研究セン ター 助教 (平成25.4)	5日	
17	専	准教授	ヒラマツ (タカヤマ) アイ 平松 (高山) あい ＜平成29年4月＞		博士 (工学)		クオリティ・オブ・ライフ特論Ⅱ※ 情報連携研究指導Ⅰ 情報連携研究指導Ⅱ	1・2④ 1通 1・2通	0.9 4 4	1 1 1	東京大学大学院工 学系研究科 特任研究員 (平成17.10)	3日	
18	専	准教授	ベッショ マサヒロ 別所 正博 ＜平成29年4月＞		博士 (学際情 報学)		コンピュータ・アーキテクチャ特論 Ⅰ※ 情報連携研究指導Ⅰ 情報連携研究指導Ⅱ	1・2① 1通 1・2通	1 4 4	1 1 1	株式会社横須賀テ レコムリサーチ パークYRPユビキタ ス・ネットワーキ ング研究所 研究部長 (平成28.4)	5日	
19	専	准教授	ヤシロ タケシ 矢代 武嗣 ＜平成29年4月＞		博士 (学際情 報学)		コンピュータ・アーキテクチャ特論 Ⅱ※ 情報連携研究指導Ⅰ 情報連携研究指導Ⅱ	1・2② 1通 1・2通	1 4 4	1 1 1	株式会社横須賀テ レコムリサーチ パークYRPユビキタ ス・ネットワーキ ング研究所 研究員 (平成23.4)	5日	
20	専	准教授	カン エム. ファヒム Khan M. Fahim フェルドウス Ferdous ＜平成29年4月＞		博士 (学術情 報学)		情報連携研究指導Ⅰ 情報連携研究指導Ⅱ	1通 1・2通	4 4	1 1	東京大学大学院情 報学環 助教 (平成24.4)	5日	
21	兼任	講師	ヤナギハラ マサミ 柳原 正美 ＜平成29年4月＞		博士 (工学)		インフラ・サービス特論Ⅰ※	1・2①	1.1	1	首都大学東京大学 院都市環境科学研 究科 助教 (平成27.4)		

専任教員の年齢構成・学位保有状況										
職 位	学 位	29 歳 以 下	30 ～ 39 歳	40 ～ 49 歳	50 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 ～ 69 歳	70 歳 以 上	合 計	備 考
教 授	博 士	人	人	1人	7人	人	4人	人	12人	準学士
	修 士	人	人	人	人	1人	人	人	1人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大学士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	1人	人	1人	
准教授	博 士	人	2人	4人	人	人	人	人	6人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大学士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
講 師	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大学士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助 教	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大学士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
合 計	博 士	人	2人	5人	7人	人	4人	人	18人	準学士
	修 士	人	人	人	人	1人	人	人	1人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大学士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	1人	人	1人	

（注）

- 1 この書類は、申請又は届出に係る学部等ごとに作成すること。
- 2 この書類は、専任教員についてのみ、作成すること。
- 3 この書類は、申請又は届出に係る学部等の開設後、当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度（以下「完成年度」という。）における状況を記載すること。
- 4 専門職大学院の課程を修了した者に対し授与された学位については、「その他」の欄にその数を記載し、「備考」の欄に、具体的な学位名称を付記すること。

設置の趣旨等を記載した書類

目 次

① 設置の趣旨及び必要性	・・・p. 1
② 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か	・・・p. 2
③ 研究科、専攻等の名称及び学位の名称	・・・p. 2
④ 教育課程の編成の考え方及び特色 （教育研究の柱となる領域（分野）の説明も含む）	・・・p. 3
⑤ 教員組織の編成の考え方及び特色	・・・p. 4
⑥ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	・・・p. 5
⑦ 施設、設備の整備計画	・・・p. 7
⑧ 基礎となる学部との関係	・・・p. 8
⑨ 入学者選抜の概要	・・・p. 9
⑩ 管理運営	・・・p. 10
⑪ 自己点検・評価	・・・p. 11
⑫ 情報の公表	・・・p. 12
⑬ 教育内容などの改善を図るための組織的な研修等	・・・p. 15

設置の趣旨等を記載した書類

① 設置の趣旨及び必要性

本学は、明治 20 年に哲学者 井上円了が創設した「私立哲学館」によりその歴史が始まり、昭和 22 年の学校教育法施行により昭和 24 年に文学部を設置し東洋大学として発足した。現在では 11 学部を擁する総合大学である。大学院においては昭和 27 年の文学研究科を皮切りに、現在は 13 研究科を擁している。

本学は、「諸学の基礎は哲学にあり」「知徳兼全」「独立自活」を建学の精神とし、本学大学院では、さらにその目的を東洋大学大学院学則第 1 条において、「本学建学の精神に則り、東西学術の理論及び応用を研究・教授しその深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする」と定められている。

平成 26 年 9 月には、「スーパーグローバル大学創成支援（タイプ B）」に採択され、その採択事業である「TOYO GLOBAL DIAMONDS 構想」の一環として、構想調書にて記載した社会の中核を担う「東洋グローバルリーダー」及び世界の舞台で先端的な役割を担う「ニューエリート」を育成するために、新たに情報連携学研究科を設置するとともに、情報連携学部情報連携学科も設置するものである。

東京都北区赤羽台に建設中の赤羽台キャンパスでは、従来の学問領域を超えた分野で横断的にイノベーションを起こすことが重要であるとの認識のもと、システム間、組織間、分野間の「情報」を通じた「連携」のあり方を学問として探求し、世界に対して新しい価値を生み出していくことを目指して大学院情報連携学研究科の基礎となる情報連携学部を設置する。そして、その実現のために高度な専門知識とスキルを併せ持ち社会発展に貢献するニューエリートの育成を目指す。

近年、インターネットの普及により、世の中の全てが ICT（情報通信技術）をベースに動いているが、情報通信分野の技術・研究開発においては、多様なシステムを「連携」させてすばやく新たなシステムを構築することが主流となっている。更に、コンピュータ技術、造詣デザイン、機械設計、制度設計だけでなく、財務、法務、社会、福祉、国際といった従来の学問・研究分野の枠を超えたメタレベルの学際領域で全体を捉えることが重要になっている。これらの傾向を踏まえて、情報連携学研究科ではコンピュータ・サイエンスをベースとして、他分野と連携して新しいビジネスモデルや新しい考え方を生み出す力を育てることが必須であると考えている。

このような試みは、すでに社会に出てある程度の専門的な経験を積んだ者にとっても、情報連携の実際の運用とその可能性を学び、それを発展させることを可能とするもので、社会人再教育の機会として特に有効である。システム開発がゼロからの開発でなく、ネットワークを利用してオープンソースや IaaS, PaaS, SaaS 等の多様な機能モジュール、さらにはクラウドソーシングによる人的リソースまでを組み合わせる—という連携型開発ともいべき形態に大きく変化したのはここ 10 年程度の動きである。そのため、この新しい形

態に適した方法論自体が研究の対象であり、その方法論を身につける再教育を受ける必要を感じている社会人も多いという状況である。急速に膨れ上がる連携型開発人材のニーズに対応できず、解決策を見いだせない企業も多い。従来クローズ型の開発で成功したために、逆にオープンな連携型の開発において日本は立ち遅れ、結果として成功していたはずの ICT 分野での後退が目立つことになっている。一方で、社会を構成する様々な分野への ICT の応用の拡大は著しく、そのような分野に携わる実務者への ICT 知識と技術の教育も重要である。このような状況の中で、最先端の知識や技術を身に付けた上で、さらにネットワーク中の多様なリソースを連携させる力を持つ人材の確保は急務である。そのような人材の確保として、社会において既にある程度の実績を挙げて就業している社員や研究員を再教育できれば、一から人を育てるより、はるかに早く成果をあげることができる。

そこで情報連携学部とともに、大学院情報連携学研究科を赤羽台キャンパスに設置し、社会人の再教育を軸に、さまざまな分野で「連携」を実現し、新しいビジネスをインキュベーションできる高度な専門的職業人を養成する。

本学では、情報連携学研究科の設置に先駆け、幅広い産業分野や人間的な営みに情報通信技術を的確に応用させるべく、平成 21 年度に開設された総合情報学部を基礎に、総合情報学研究科を開設している（平成 28 年度）。この総合情報学研究科においては、「システム情報分野」「メディア情報分野」「心理生体分野」の各分野における情報技術の総合化にかかわる研究・教育を進め、国際的に通用する高度な専門的職業人の養成を目的としている。このように特定分野の情報技術の総合化を指向する総合情報学研究科に対して、情報にかかわるメタレベルの学際領域での連携に基づいて全体を捉え、広範な分野への情報技術の応用をめざすのが情報連携学研究科である。これら両研究科のそれぞれの特徴を生かすことによって、ICT 分野における幅広い人材の輩出を目指す。

② 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か

本研究科は、情報連携学部との教育の連続性を重視し、学部の専門分野を引き継ぎ、高度な専門性が求められる職業を担う能力を持った人材養成を目的としており、当面は修士課程のみの構想とする。

③ 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

研究科名称

情報連携学研究科

Graduate School of Information Networking for Innovation and Design

専攻名称

情報連携学専攻

Course of Information Networking for Innovation and Design

取得学位の名称

修士（情報連携学）

Master of Information Networking for Innovation and Design

研究科の名称については、情報連携学部が基礎となる学部であることから、その教育研究上の目的にふさわしいものとし、本研究科の設置の趣旨・目的を端的に示す名称として上記の通りとする。また、学位の名称については、基礎となる学部学科の名称、カリキュラム及び修める学問的内容などに鑑みてふさわしいものとした。

④ 教育課程の編成の考え方及び特色（教育研究の柱となる領域（分野）の説明も含む）

中央教育審議会の「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－」（平成 17 年）によると、修士学位課程の目的・役割の焦点化には「修士課程は、幅広く深い学識の涵養を図り、研究能力又はこれに加えて高度の専門的な職業を担うための卓越した能力を培う課程である」とある。本学大学院各研究科・専攻の人材養成の目的を見ても、研究者の養成のみを謳っている研究科・専攻は少なく、ほとんどにおいて高度専門職業人の養成を目指している。本研究科においても、知識基盤社会における大学院教育が担う役割として、高度専門職業人の養成に重点を置いており、教育課程の編成にあたっては、養成した人材が産業界、公的機関等においても求められる能力を備えるよう配慮している。

本研究科の教育課程は、共通科目として履修する必修科目が 4 科目、学生個人の研究テーマに合わせて履修する専門科目が 16 科目、論文執筆のために履修する研究指導科目が 2 科目の全 22 科目で構成されている。この課程において情報連携学の深化、コミュニケーション能力の伸長、専門の枠に囚われない発想の強化を図る。教育課程の編成方針は以下のとおりである。

(1) 共通科目では、現代社会における問題点や新しい考え方について事例を交えて学ぶことで、全体を俯瞰しつつ、情報連携学の学問としての意義を掘り下げる。また、建学の精神を通して研究者としての倫理観を養い、論文執筆へとつなげる。

(2) 専門科目においては、情報連携学を高度に発展させるために、情報連携学部に設けた「ビジネス」「シビルシステム」「エンジニアリング」「デザイン」の 4 つの分野に含まれる 8 つのテーマに基づき、経済学、経営学領域を主とする科目と、工学領域を主とする科目をバランスよく配置する。それぞれの専門分野を深く理解した上で、他分野と連携させて受講することで、「情報」を通した「連携」のあり方を再構築させ、社会で実践的に役立つ柔軟で厚みのある知識をキャリアアップに結びつける。

(3) 研究指導科目においては、「情報連携研究指導Ⅰ」で学術論文にまとめることをゴー

ルに研究を進めるが、それに連動して「情報連携研究指導Ⅱ」で、研究テーマの選択方法、研究調査方法、実験方法など、教員による綿密で細心な個人指導を行い、高い研究能力を修得する。更に、国際的に活躍できるグローバル人材を育成するために、英語論文の読み方はもちろんのこと、執筆や発表の指導を行い、コミュニケーション能力を含めた実践的な英語力を伸長させる。

⑤ 教員組織の編成の考え方及び特色

教員組織の編成においては、「大学院には、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする（大学院設置基準第8条第1項）」ことを遵守している。本研究科の専任教員は情報連携学部の教員が併任することになり、教員は各々の教育研究分野に沿った科目を担当し、研究指導も行う。

本研究科の22科目を担当するのは20名の専任教員で、うち18名は博士の学位を取得している。内訳は工学10名、Computer Science and Engineering 1名、学際情報学4名、理学1名、農学1名で、学位分野からは工学寄りにも見えるが、学位を有する教員の中には、クオリティ・オブ・ライフやビジネス・インキュベーションを専門とする教員、実務家として長年企業の経営に携わってきた教員、あるいは公認会計士の資格を持っている教員も含まれている。また、デジタル・デザイン分野については、その分野の特性から実務実績を重視し博士の学位を有さないがデザインの分野では国際的にも評価の高い教員を配置している。

年齢構成は30代4名、40代5名、50代6名、60名5名であり、教育実績及び研究実績に照らしてもバランスの取れた構成になっている。本学の教員の定年は「学校法人東洋大学教職員定年規程」において65歳と定められているが、年俸制雇用契約制度においては70歳、または情報連携学部及び情報連携学研究科特別教員に関する要項においては72歳まで引き続き専任教員として雇用することができる。これは教育評価が高く、心身ともに健康で、かつ本学が必要とする場合に限定しており、本研究科の完成年度までに該当する教員は4名いるが、いずれも、国内外において非常に評価の高い研究者等であり、学生の教育研究指導のみならず、後進の育成にも不可欠な人材である。退職後には速やかに後任となる教員の補充を行い、教員組織は常にバランスが保たれることとなる。

本研究科の教員には特別教員と呼ばれる専任教員が教授と准教授において採用されている。特別教員は、週3日程度の勤務で、担当科目数は通常の教授・准教授の半分としているが、いずれも高い専門性を有する教員であり、他の教員と同様、研究科の運営や学生の研究教育指導にあたる。また、本学以外の実務や研究の現場で、違う角度から新しい情報や知見を得られることから、それらを活かして常にアップデートされた授業の提供や研究助言が期待できる。

【資料 01】 学校法人東洋大学教職員定年規程

【資料 02】 年俸契約雇用制度に関する要綱

【資料 03】 情報連携学部及び情報連携学研究科特別教員に関する要項

⑥ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

ア 教育方法

連携をベースとする新しい社会プロセスとそのための方法論を研究し、必要とされる技術を修得し、また個別分野でのみならず、連携により実社会の全ての分野において広く成果をあげ、社会発展の基盤となる専門人材を育成するためのカリキュラムを展開する。

本研究科はクォーター制を採用するが、開講時期については比較的短期間に集中力を高めて履修するか、反復によって知識を定着させるかなど、求められる内容によって柔軟に対応する。

1 年次に必修で履修する共通科目では、情報連携学への深い理解を促し、修士学位論文執筆のための足がかりとなる基本的な知識、スキル、方法を教育する。修了後、すぐに実社会の第一線で力を発揮できるよう、ゲストを招くなどして様々な実務現場の事例紹介にも注力する。

一方、専門科目は情報連携学部でコース分けした「ビジネス」「シビルシステム」「エンジニアリング」「デザイン」の4分野に区分したうえで、各々の分野に含まれる8つのテーマに基づいた科目を配置して、学生が研究テーマを絞り、また、連携に必要な他分野への理解を深められるような指導を行う。

学生は入学後に指導教員と相談の上研究テーマを決定し、個々の研究テーマに応じて研究計画を立て、必要な授業を受講し、研究を遂行する。研究指導科目では、指導教員と学生が研究テーマの最新トピックスについて討議することで、テーマに対する理解を深めると同時に、周辺分野、他分野への関心を高め知見を広めることが出来る。文献調査、問題点の発見と整理、研究結果の検証、プレゼンテーションスキルの向上などの研究の進め方についても、日々の個別指導により学生に教授する。

イ 履修指導の方法

入学時にガイダンスを実施し、教育課程表や時間割、年間行事予定等を中心とした標準修了年限までのスケジュールの確認、修了要件や学位論文の提出要件の説明を行う。

学生との面談により、各人の関心や論文執筆領域、希望進路を聞き取ったうえで、どの領域をどのような観点で履修するのが適切かを協議し、最適な履修科目の選択を促す。これ以降も履修登録期を中心に随時履修指導を行う。また入学時点では研究テーマを絞っていないため、研究計画が未確定の学生については随時履修指導を必ず行い、遅くとも修士1年の後半が始まるまでには研究指導教員を確定させる。また研究テーマについてすでに一

定程度の実績を持つ社会人学生等においては、そのテーマを 1 年間で完成させるケースも想定される。そのような場合には、1 年間での修士修了も可能な制度を設定する。20 人の専任教員で一学年 20 人の学生を教育するという体制であれば、個々の学生の既習知識、将来構想を把握して、それぞれにあった履修科目を指導することが可能である。その際に、自分の研究テーマだけではなく、他の学問領域の事象を理解できる基礎的・応用的能力を身につけ、連携できることを保証する履修指導が基本となる。

ウ 研究指導の方法

指導教員は研究指導上のプロセスを学生に明示し、学生一人ひとりに対し、その段階に合ったきめ細やかな研究指導体制を整える。研究指導を行うにあたり、指導教員は研究テーマの内容に沿った指導を個別に実施し、修了へ向けた研究・論文等の進め方について必要な助言を行う。

加えて、高度専門職業人に要求される実践的な問題解決能力、倫理的思考力などを総合的に養うことを目的に研究指導を行う。

エ 修了要件

本課程に 2 年以上在学し、必修科目を含む 30 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査および最終試験に合格した者に修士の学位を授与する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1 年以上在学すれば足りるものとする。

オ 学位論文審査体制

学位論文審査にあたっては、東洋大学学位規則に則り、審査の厳格性及び透明性について十分に留意しながら審査を行うものとする。論文審査にあたっては、以下に示すディプロマ・ポリシーを満たし、その論文が研究の学術的意義、新規性、創造性、応用価値を有しているかどうか、修士学位申請者が研究の推進能力、研究成果の論理的説明能力、研究分野に関する幅広い専門的知識を有しているか等を基に審査を行う。なお、この基準はガイダンス等で事前に周知する。

ディプロマ・ポリシー

次の能力を有すると認められた者に、修士（情報連携学）の学位を授与する。

1. 情報連携学を社会に応用する専門能力を身につけている。
2. ビジネス、シビルシステム、エンジニアリング、デザインいずれかについて、高い専門性と研究能力を身につけている。
3. 他者との専門的な協働を進める能力を有する。

カ 研究の倫理審査体制

本学では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、大学及び研究者としての倫理規範や責務等を東洋大学研究倫理規程に定めるとともに、研究者の研究活動における不正行為の防止及び対処を目的として東洋大学研究倫理委員会規程を定めて運用している。あわせて、公的研究費について、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、東洋大学公的研究費運営・管理規程を定め、適正な管理及び運営を行うこととし、適切な研究活動のために環境を整備している。

また、本研究科の研究領域に係る研究倫理の審査体制として、「東洋大学生命科学部・食環境科学部・総合情報学部・理工学部のヒト及びヒト由来物質を対象とした研究に関する倫理審査委員会規定」に順じ、当該研究に関する被験者の人権及び尊厳の保障、安全性の確保並びに倫理的、科学的妥当性の観点からその適正な実施を図る。またその目的を達成するために、当該研究に関する倫理審査委員会を設置・運用する。

【資料 04】 修士課程修了までのスケジュール

【資料 05】 養成する人材像と履修モデル

【資料 06】 東洋大学研究倫理規程

【資料 07】 東洋大学研究倫理委員会規程

【資料 08】 東洋大学公的研究費運営・管理規程

【資料 09】 東洋大学生命科学部・食環境科学部・総合情報学部・理工学部のヒト及びヒト由来物質を対象とした研究に関する倫理審査委員会規定

⑦ 施設、設備の整備計画

大学院情報連携学研究科が設置される赤羽台キャンパスは、JR 赤羽駅から約 300m の都市型キャンパスである。校地面積が 20,042.92 m²、校舎面積が 17,156.95 m²で、情報連携学部と施設を共用する。教室数は、小教室（35 名以下）が 25 室、中教室（60～80 名）が 10 室、大教室（100 名以上）が 4 室設置される。また、通常教室の他にも、多目的室、機器室、工作室等があり、研究室は 45 室を設け、20 名の入学定員である院生に対しても十分対応できる設備を整えている。

敷地内には学内関係者だけではなく、様々な人々に開放するコミュニティースペースを設置し、また、防災広場としても機能させる。建物側面はステンレスメッシュにプランターボックスを配した緑化壁面とすることで、周辺環境に対する圧迫感を低減する。赤羽台キャンパス全体で、省エネルギー・省資源を実現し、維持管理費や CO2 排出を低減し、環境に負荷を与えない工夫を積極的に取り入れる。

ICT 基本インフラを整備することで、赤羽台キャンパス全域で無制限無線 LAN の利用を可能とし、教育用クラウドを使用して、受講、資料入手、演習、レポート作成、プログラム開発、デザイン制作、ファイル共有など、多様な研究活動をサポートする。ただし、ク

ラウド化できない工作実習、プレゼン用試作品作りなどのために、3D プリンタ、工作機械、測定機械を備えた共同利用設備は設置する。

また、専任研究室については、十分な数を有しており、個別の部屋を設けることでオフィスアワーを設定し、学生が自由に学習等の相談ができる環境を確保している。また、教室及び研究室以外にも、反転授業の教材等を作成するためのスタジオ、学生生活をサポートする医務室や学生相談室、食堂やコンビニエンスストア、赤羽台キャンパスの運営を行う事務室等を設置する。また、シンポジウムや講演会などのためには講堂が整備される。

東洋大学に既存する白山キャンパス、朝霞キャンパス、板倉キャンパス及び川越キャンパスにそれぞれ図書館が整備されており、各キャンパス間を毎日巡回しているシャトル便によって、早い場合は希望した翌日に図書を取り寄せることができ、赤羽台キャンパスにしながら他キャンパスの図書館蔵書図書を有効に利用することが可能である。全キャンパスの図書館の蔵書数は、合計で 150 万冊（平成 27 年 3 月 31 日現在）を超えており、学際的な領域を扱う情報連携学部にとって、これらの蔵書は、教育・研究上、非常に有効な資源である。なお、完成年度には 170 万冊を超える蔵書数になる予定である。

これらの図書および雑誌等の資料は、本学の蔵書検索システム(OPAC)で学内はもとより学外からも検索することが可能であるとともに、他キャンパス図書館資料の取り寄せ申し込みおよび予約も可能である。さらに国立情報学研究所(NII)が提供している NACSIS Webcat により総合目録データベースの情報検索が可能であり、相互貸借システムである NACSIS ILL により他大学図書館および他機関の文献複写や図書資料の取寄せも充実している。さらに利用者に最新の情報を速やかに提供するために、毎年、データベース・電子ジャーナルの充実・整備を図っており、ホームページを通して図書館内はもちろん、各教員の研究室などネットの環境が整備されている場所から利用できる。大学図書館コンソーシアム連合 (Japan Alliance of University Library Consortia for E-Resources : JUSTICE) に加入し、電子ジャーナルをはじめとした学術情報を、安定的・継続的に確保することに努めている。

赤羽台キャンパスでは、既存の図書館とは一線を画し、メディアセンターとして、主にオンラインで図書を閲覧することが出来るため、冊子体の蔵書を他キャンパスと同等に増やしていく予定はないが、電子ジャーナルや eBook の充実を目指している。

【資料 10】各階及び室内見取図

⑧ 基礎となる学部との関係

情報連携学研究科は、同時に開設する情報連携学部を基礎とする研究科で、学部教育を踏まえた更なる専門教育を目指す学生の受け皿であり、また、より深い専門性を身に付けようとする社会人の再教育の場でもある。

情報連携学部の専門分野である「ビジネス」「シビルシステム」「エンジニアリング」「デ

ザイン」を継承し基盤としながら、それぞれの分野の連携をより緊密にして、情報通信技術を応用するための高度な教育と研究を実施する。これにより、個々の学生が持っている専門的な背景を大きく伸ばすことを目指す。

大学院教育と学部教育の間では、これらの 4 つの専門分野がそれぞれ対応関係を有している。しかしながら、大学院においては、学部の専門分野をそのまま深めるのみならず、高度な水準での他分野との連携をさらに具体化するように教育する。講義においては、少人数講義であることを生かして、多様な背景と関心を持つ学生間での意見交換と協働作業を推進し、演習においても、それぞれ基礎的な知識を前提とした協働を進める。

本大学院の学生としては、社会人も相当数想定しており、このことによって上記のような協働の現実性とその効果を高める。

【資料 11】基礎となる学部との関係

⑨ 入学者選抜の概要

本学は、学校教育法第 102 条及び学校教育法施工規則第 155～第 166 条に照らし、東洋大学大学院学則第 30 条に「入学の資格」を定めている。本研究科では、アドミッション・ポリシーにおいて次のような入学者を求める。

アドミッション・ポリシー

1. 情報通信技術を中心として、さまざまな分野間の連携を具体化して社会を変えていくことに強い興味と高い意欲をもつ人材を求める。
2. 社会の多様性を尊重、理解し、多様な人びとと協働する中で、自分の独自性を発揮できる人材を求める。
3. 情報連携学分野の新たな開拓に向けて積極的に取り組む意欲のある人材を求める。
4. 社会において情報連携学に関連する分野の業務経験を有する人材を求める。

このアドミッション・ポリシーに沿った学生を受け入れるために、以下のような入学者選抜を実施する。

情報連携学研究科の入学者選抜方法

入学試験種別	選考項目
一般入学試験	筆記試験・プレゼンテーション・面接
社会人入学試験	筆記試験・プレゼンテーション・面接
外国人留学生入学試験	筆記試験・プレゼンテーション・面接
学内推薦入学試験	筆記試験・プレゼンテーション・面接

いずれの入学試験も、一次選考は筆記試験とし、合格者に対してのみ二次選考でプレゼンテーションと面接試験を行う。これにより、受験生の基礎的な学力の有無とともに、適性や意欲について審査し、高い目的意識をもった学生を選抜する。英語力については、日本語を母語とするものだけでなく、外国人留学生であっても英語で大学教育を受けていない場合は、外部試験の成績を判定の基準とする。

社会人入学試験については、大学卒業資格を有し、官公庁、企業等に通算 2 年以上在籍していて、入学後も現職で引き続き在職の意思がある者を対象とする。社会人は多様な経歴を持つことが想定されるので、基礎的な学力とともに、それらの実務経験や取得資格も評価の対象とする。

可否については研究科委員会の決議により決定する。なお、入学定員は 20 名とする。

⑩ 管理運営

情報連携学研究科に、情報連携学研究科の関係事項を審議するために「東洋大学大学院研究科委員会規程」に基づき、情報連携学研究科委員会を設置する。研究科委員会は、当該研究科の研究指導を担当する本学専任教員をもって組織する。ただし、必要に応じて本学専任教員の授業担当者及び東洋大学大学院学則第 20 条第 3 項に規定する客員教授を加えることができる。原則として月 1 回の定例情報連携学研究科委員会を開催する。また、必要に応じて臨時に開催することができる。

研究科に研究科長を置き、研究科長は研究科委員会を招集し、その議長となる。研究科委員会は定員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、これを開くことができない。なお、研究科委員会の議題は、以下のとおりである。

- (1) 学長が決定を行うに当たり意見を述べる事項
 - ・学生の入学、修了及び課程の修了に関する事項
 - ・修士学位及び博士学位の授与に関する事項
 - ・名誉博士学位の授与に関する事項
- (2) 当該研究科の運営に関する事項
 - ・研究科長の推薦に関する事。
 - ・研究科委員の選出に関する事。
 - ・専攻長の推薦に関する事。
 - ・退学、休学等に関する事。
 - ・単位認定試験に関する事。
 - ・学位論文審査に関する事。
 - ・学生の指導及び賞罰に関する事。
 - ・教育課程に関する事。
 - ・授業科目担当者の推薦に関する事。
 - ・大学院教員資格審査に関する事。

- ・人材の養成及び教育研究上の目的の公表等に関すること。
- ・成績評価基準等の明示に関すること。
- ・教育内容の改善のための組織的な研修に関すること。
- ・その他必要と認めること。

⑪ 自己点検・評価

本学では、学校教育法第 109 条に対応して、東洋大学大学院学則第 1 条の 2 に「本大学院は、教育研究水準の向上に資するため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と定めている。

平成 7 年度に「東洋大学自己点検・評価基本構想委員会」のもと、全学的な自己点検・評価活動を実施し、その結果をもって大学基準協会の第 1 回の相互評価を受審して、認定評価を受けることができた。その後、同委員会を「東洋大学自己点検・評価委員会」に改編するとともに、各学部・研究科にも自己点検・評価委員会を設置することで、全学的な自己点検・評価のみではなく、各学部・研究科のレベルにおいても自己点検・評価活動が定着している。

平成 19 年度には、大学基準協会による第 1 期の認証評価を受審した。受審に際しては、「大学評価統括本部」を設置して全学的な自己点検・評価を推し進め、平成 20 年 3 月には「大学基準に適合していると認定する」との評価を受けた。なお、この際に指摘された助言 12 項目と、受審の際に完成年度を迎えていなかった学部・研究科の状況については、平成 22 年度から平成 23 年度にかけて改善状況・完成状況の自己点検・評価を行い、「改善報告書」「完成報告書」として平成 23 年 7 月に大学基準協会に提出した。これらの自己点検・評価の結果等については、学外に向けて公表されている。

さらに平成 23 年度からは、従来の「東洋大学自己点検・評価委員会」を発展的に解消し、新たに「東洋大学自己点検・評価活動推進委員会」を設置した。同委員会は、副学長を委員長として、各学部・各研究科の自己点検・評価に係る委員会の委員長、教務部長、学生部長により構成され、本学全体及び各部署の自己点検・評価活動を支援するための方策、指針の決定や、本学各部署の自己点検・評価活動の検証を行うこととしている。

この体制のもとで、平成 23 年度からは、「学科・専攻等における自己点検・評価の実施ガイドライン」を定め、全学科全専攻において、毎年度、統一フォーマットによる自己点検・評価を行っていくこととした。評価項目については、大学基準協会の新評価システムに対応したものとし、各学科・各専攻が実施した自己点検・評価結果については、同委員会において結果の集約・検証を行った上で、学長に報告を行っている。また、各学科・各専攻の自己点検・評価結果において、目標への達成度が低かった項目については、自己点検・評価の実施後に、改善方策と改善時期の提出を各学科・専攻に求め、そのことを通じ

て内部質保証システムの構築を図っている。

平成 26 年度には、大学基準協会による第 2 期の認証評価を受審し、平成 27 年 3 月、第 1 回目に引き続き「大学基準に適合していると認定する」との評価を受けた。第 1 期受審の際に指摘された助言は 12 項目であったが、第 2 期受審の際には努力課題として 4 項目の指摘となっている。指摘事項が減少したことは、上述したとおり平成 23 年度に統一フォーマットによる自己点検・評価を行うなど、第 1 期の受審後、果敢に内部質保証システムの構築を進めてきたことが評価されたものである。

上記のことから、本学では、学校教育法第 109 条に則して、本学の教育研究水準の向上に資するために、自己点検・評価に取り組んでいるといえる。

⑫ 情報の公表

本学では、学校教育法第 113 条及び学校教育法施行規則第 172 条の 2 に対応して、東洋大学大学院学則第 1 条の 3 に「本大学院は、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に定める教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。」、また、同第 2 項に「前項に規定するもののほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。」と定め、教育研究活動等の状況についての情報の公表に取り組んでいる。

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に定める教育研究活動等の状況に関する情報については、大学ホームページの「トップ＞大学紹介＞情報公開＞教育情報公開」のページを中心に、すべて公表している。公表している情報は以下のとおりである。

(<http://www.toyo.ac.jp/site/data/education.html>)

ア 大学の教育研究上の目的に関すること

- ・各学部学科、各研究科専攻の教育目的・教育目標

<http://www.toyo.ac.jp/site/data/69150.html>

イ 教育研究上の基本組織に関すること

- ・組織図

<http://www.toyo.ac.jp/site/oc/oc00-organization.html>

ウ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

- ・教員数（職名・性別別）

<http://www.toyo.ac.jp/site/data/81998.html>

- ・教員数（年齢別）

<http://www.toyo.ac.jp/site/data/81814.html>

- ・教員一人当たりの学生数

- <http://www.toyo.ac.jp/site/data/81742.html>
- ・専任教員と非常勤教員の比率
- <http://www.toyo.ac.jp/site/data/81576.html>
- ・役職一覧（教員）
- <http://www.toyo.ac.jp/site/data/20150827.html>
- ・東洋大学研究者情報データベース
- <http://ris.toyo.ac.jp/search/index.html>

エ 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関するこ
と

- ・各学部学科、各研究科専攻の入学者に関する受入方針
- <http://www.toyo.ac.jp/site/data/69151.html>
- ・入学者数（学部・学科別（1部／2部）・通信教育部・大学院・編入・附属高校等）
- <http://www.toyo.ac.jp/site/data/81627.html>
- ・入学者数の推移（過去5年～学部・学科別（1部／2部））
- <http://www.toyo.ac.jp/site/data/81747.html>
- ・入学者数の推移（過去3年～大学院学生）
- <http://www.toyo.ac.jp/site/data/81812.html>
- ・定員数（学部・学科別（1部／2部）・大学院・通信教育部・附属高校等）
- <http://www.toyo.ac.jp/site/data/81422.html>
- ・収容定員充足率 学部・学科別（1部／2部）
- <http://www.toyo.ac.jp/site/data/81433.html>
- ・学生数（学部第1部・第2部）
- <http://www.toyo.ac.jp/site/data/81438.html>
- （大学院・通信・附属高校等）
- <http://www.toyo.ac.jp/site/data/82024.html>
- （キャンパス別）
- <http://www.toyo.ac.jp/site/data/82032.html>
- ・卒業者数・修了者数
- <http://www.toyo.ac.jp/site/data/82004.html>
- ・就職状況
- <http://www.toyo.ac.jp/site/career/data.html>
- ・主な就職先
- <http://www.toyo.ac.jp/site/career/82376.html>
- ・進学者数

<http://www.toyo.ac.jp/site/data/81877.html>

オ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

- ・年間授業計画、シラバス、授業概要 <https://g-sys.toyo.ac.jp/syllabus/>

カ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

- ・履修モデル・主要科目の特長・授業評価基準・卒業（修了）認定基準等（履修要覧抜粋） <http://www.toyo.ac.jp/site/data/education.html>

キ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

- ・各キャンパスの校地・校舎等 学生の教育研究環境
<http://www.toyo.ac.jp/site/data/education.html>

ク 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

- ・授業料・入学料その他大学等が徴収する費用
<http://www.toyo.ac.jp/site/jyugyou/campuslife-g02-index.html>

ケ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

- ・学生生活支援
<http://www.toyo.ac.jp/life/4/4/>
- ・キャリア形成支援
<http://www.toyo.ac.jp/life/5/5/>
- ・留学生支援
<http://www.toyo.ac.jp/site/award/award-ssa-index.html>
- ・障がい学生支援
<http://www.toyo.ac.jp/site/handicap/campuslife-g03-index.html>

コ その他（教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、学則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果等）

- ・学則
<http://www.toyo.ac.jp/site/rules/>
- ・設置届出書および履行状況報告書
<http://www.toyo.ac.jp/site/data/fulfillment.html>
- ・自己点検・評価
<http://www.toyo.ac.jp/site/quality-assurance/72905.html>

- ・ 認証評価

<http://www.toyo.ac.jp/site/quality-assurance/72906.html>

- ・ 外部評価

<http://www.toyo.ac.jp/site/quality-assurance/out.html>

- ・ 格付け

<http://www.toyo.ac.jp/site/data/rate.html>

また本学では、教育活動の情報提供について、ステークホルダーにより提供する方法や、媒体に工夫を加えている。特に、父母等に対しては、ホームページ上の公表だけではなく、年3回程度発行される「東洋大学報」を毎号発送することや、全国にある父母会（東洋大学甫水会）の支部総会において、学長、学部長、学科長等が教育活動を中心に大学の活動を報告するなど、積極的に情報の提供を行っている。

⑬ 教育内容などの改善を図るための組織的な研修等

本学では、大学院設置基準第14条の3に対応して、東洋大学大学院学則第6条の3に「本大学院は、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。」と定め、教育活動の継続的な改善の推進と支援を目的とした「東洋大学FD推進センター」「FD推進委員会」を設置している。「東洋大学FD推進センター」では、以下の8点を中心に事業を行っている。

- (1) 教育内容・方法改善のための調査、研究及び支援
- (2) FDの研究会、研修会及び講演会等の企画・実施・支援
- (3) FDの啓発活動及び情報収集・提供
- (4) 各学部、研究科でのFD活動の情報交換及び調整・支援
- (5) FD推進センターのPDCAサイクルの確立
- (6) スーパーグローバル大学創成支援(SGU)の取り組みへの対応
- (7) IR室と連携したFD活動の展開
- (8) 学生FDチームの活動支援体制の構築と活動のサポート

また、FD推進委員会では委員会全体での活動の他に、5つの部会（研修部会、大学院部会、教育改善対策部会、編集部会、授業評価手法検討部会）を設け、部会単位でも活動を行っている。各部会の活動概要は以下のとおりである。

- (1) 研修部会
 - ・ 新任教員の研修会の立案、実施
 - ・ 一般教員の研修会の立案、実施
 - ・ TA研修会の立案、実施
 - ・ FD関連研修会、講演会の立案、実施
- (2) 大学院部会

- ・大学院のF Dの概念構築
 - ・F Dの実施内容の検討及び実施計画の立案
 - ・大学院各研究科のF D活動状況報告会の立案、実施
- (3)教育改善対策部会
- ・授業改善のための情報や機会の提供
 - ・各学部・研究科のF D活動状況報告会の立案、実施
 - ・授業改善事例シンポジウムの立案、実施
- (4)編集部会
- ・事業計画書及び事業報告書の編集
 - ・出版物の企画・編集
 - ・F D関連研修会等の報告書のデータベース化
- (5)授業評価手法検討部会
- ・全学的な授業アンケートの構築と運用
 - ・授業アンケートのフィードバックシステムの構築

これらの「東洋大学F D推進センター」、「F D推進委員会」及び各部会での活動に加えて、学生F DチームによるF D活動や、各学部・研究科でのF D活動がある。学生F DチームによるF D活動は、学生の大学生活の中心である授業を、教員、職員、学生の三位一体で改善、向上させようとする取り組みであり、教職員合同会議の実施や学生を対象としたセミナー・ワークショップの開催、関東圏で学生F D活動に取り組む大学と連携して、情報・意見交換やノウハウの共有、研修などを行っている。各学部・研究科でのF D活動では、学部・研究科内にF D委員会を設けたり、また自己点検・評価委員会と連携したりしながらF D活動を進めており、毎年発行する「東洋大学F D推進センター活動報告書」に各学部、各研究科に掲載し、状況の共有化を行っている。

上記のことから、本学では、大学院設置基準第 14 条の 3 に則して、「当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究」を実施しているといえる。

以上

資料目次

- 【資料 01】 学校法人東洋大学教職員定年規程
- 【資料 02】 年俸契約雇用制度に関する要綱
- 【資料 03】 情報連携学部及び情報連携学研究科特別教員に関する要項
- 【資料 04】 修士課程修了までのスケジュール
- 【資料 05】 養成する人材像と履修モデル
- 【資料 06】 東洋大学研究倫理規程
- 【資料 07】 東洋大学研究倫理委員会規程
- 【資料 08】 東洋大学公的研究費運営・管理規程
- 【資料 09】 東洋大学生命科学部・食環境科学部・総合情報学部・理工学部のヒト
及びヒト由来物質を対象とした研究に関する倫理審査委員会規定
- 【資料 10】 各階及び室内見取図
- 【資料 11】 基礎となる学部との関係

○学校法人東洋大学教職員定年規則（昭和34年4月1日施行）

学校法人東洋大学教職員定年規則

昭和34年4月1日
施行

改正	昭和39年9月1日	昭和40年9月1日
	昭和47年4月1日	平成8年4月1日
	平成14年4月1日	平成23年4月1日
	平成26年8月1日	

第1条 学校法人東洋大学の設置する学校の専任の教員及び専任の事務職員の定年は、大学及び附属高等学校等に在職する教員については満65歳とし、事務職員については満60歳とする。

第2条 前条に該当する教職員は、定年に達した日の属する年度末に退職するものとする。

第3条 この規則の改正は、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定にかかわらず、平成7年度以前に専任教員として採用された者については、なお従前の例による。

附 則（平成14年規程第18号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規程第42号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第127号）

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

年俸契約雇用制度に関する要綱

(目的)

- 1 この制度は、本学が特に必要と認めた場合に、年俸契約雇用制により専任教員を任用することを目的とする。

(適用対象)

- 2 年俸契約制は、次の場合に適用する。
 - (1) 原則として大学院の科目担当者（修士課程研究指導担当以上）を任用する場合
 - (2) 全国的に評価の高い学者などを任用する場合
 - (3) その他、本学が特に必要と認めた場合

(契約期間)

- 3 契約期間は1年とし、原則として契約更改の限度は4回とする。

(雇用年齢)

- 4 雇用年齢は、原則として70才までとする。ただし、この制度により他機関から任用する場合、雇用開始年齢は65歳未満とすることができる。

(年俸額)

- 5 年俸額は、在職時（前職時）の給与支給額を勘案し定める。

(退職金)

- 6 退職金は支給しない。

(契約)

- 7 契約については別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

情報連携学部及び情報連携学研究科特別教員に関する要項

(目的)

第1条 この要項は、東洋大学教職員の任免及び職務規程第42条第1項及び東洋大学任期制教員に関する規程に基づき、東洋大学情報連携学部及び情報連携学研究科の教育及び研究体制の充実と活性化を図ることを目的として、特別教員を置き、その任用に関し必要な事項を定める。

(資格)

第2条 特別教員は、当該学部及び大学院教員資格審査基準を満たし、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 国の内外において高い研究業績を上げている研究者
- (2) 社会的な影響において実績を有する実務家又は研究者
- (3) その他、学部及び大学院の教育及び研究に鑑み、特に必要と認めた者

(任用)

第3条 任用期間は1期5年を上限とし、服務、給与等について定めた雇用契約は、1年毎に1年契約を原則に更新することができる。ただし、当初の契約時から通算年数で10年を超えて契約をすることはできない。

2 学校法人東洋大学(以下「本学」という。)が学部及び大学院の教育及び研究において特に必要と認め、かつ、健康な場合は一回に限り、再任することができる。ただし、当初の契約時から通算年数で10年を超えて契約をすることはできない。

3 当初の契約時とは、特別教員での当初契約より以前に、有期労働契約を締結していた場合は、雇用契約期間に6カ月以上の離職期間がある場合を除き、本学で最初に雇用された身分の有期労働契約での雇用契約日とする。ただし、当初の契約時の起点が平成25年3月31日以前となる場合は、当初の契約時の起点を平成25年4月1日とすることができる。

4 同条第2項に定める契約期間終了となった特別教員のうち、理事長の承認を得ることにより、雇用期間延長の特例措置が適用された者で、大学の教員等の任期に関する法律(平成25年12月13日法律第99号)第7条により、雇用形態が転換した場合には、本要項のうち第3条については第3項から第6項までを適用し、身分及び労働条件の変更は行わない。また、雇用形態転換後の雇用年齢は、満65歳の年度末までとする。

5 任用及び更新の開始日において満65歳に達している者は、任用及び更新ができない。ただし、本学が認めた場合には、満72歳に達する日の属する年度の末日まで雇用できる。

(任用手続等)

第4条 特別教員候補者の資格審査は、情報連携学部教授会及び情報連携学研究科委員会が行い、適任と認められた場合、情報連携学部長及び情報連携学研究科長が学長に任用の推薦をする。

2 学長は、任用の推薦内容を精査した後、適任と認められた場合、理事長に推薦する。

3 学長の選考に基づき理事長が任命する。

(所属及び身分)

第5条 特別教員は、情報連携学部及び情報連携学研究科に所属し、その身分は、教授又は准教授とする。

(職務)

第6条 大学院又は学部における授業を3コマ以上担当し、週3日以上勤務とする。

2 オフィスアワー

3 入学試験業務

4 教授会及び学科会議に出席するほか、学部長が必要と認めた会議への出席

5 その他専任教員として必要な職務

(給与等)

第7条 給与は、教授の場合で年額800万円、准教授の場合で年額700万円とし、年俸制で支給する。

2 給与の支払いは、年俸額の12分の1を毎月の支給額とする。

3 賞与は、支給しない。

4 退職金は、支給しない。

5 通勤手当の支給に関しては、東洋大学通勤手当支給基準を準用する。

6 3コマを超えて授業を担当した場合は、専任教員に準じて超過授業手当を支給する。

7 研究費及び福利施設の利用は、専任教員に準ずる。

8 日本私立学校振興・共済事業団の定める加入基準により加入し、掛け金は折半とする。

9 雇用保険に加入し、掛け金は法令に基づく。

10 同条第5項から第7項以外の手当等は、支給は専任教員に準ずる。

(兼業)

第8条 特別教員の兼業について、東洋大学就業規則第51条の規定を適用する。

(その他)

第9条 特別教員には、学部長、学科長及び評議員の選挙権並びに被選挙権を付与する。

2 学長の選考に関する推薦資格及び意向投票の資格は、東洋大学長の選任及び選考に関する規則による。

(改正)

第10条 この要項の改正は、常務理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この要項は、平成27年7月21日から施行する。

修士課程修了までのスケジュール

学年	月	スケジュール	
1 年 次	4	就学手続き、入学式、履修ガイダンス 指導教授の決定⇒履修科目の決定⇒履修登録	修士論文テーマ確定に向けて視野を広げ、学問的関心を整理する。
	5	修士論文テーマの提出	
	6		研究計画、研究手法等を検討・確定し、研究を進める。
	7		
	8		
	9	成績発表	
	10		
	11		
	12		
	1		
	2		
	3	成績発表	
2 年 次	4	進級手続き オリエンテーション	研究を掘り下げる。
	5	修士論文題目の決定	
	6		
	7		
	8		修士論文のアウトラインを検討し作成する。
	9	中間発表 成績発表	
	10		アウトラインを更に掘り下げ、修正や追加研究を行う。
	11		修士学位論文の精度を高め、論文として完成させる。
	12		
	1	修士論文の提出 主査・副査の決定	
	2	修士論文審査 修士論文口述試験	
	3	成績発表 修了決定者発表 学位記授与式・修了	

研究の進捗状況を指導教員に報告し、研究の進め方・解析等について討
論を重ねる。同時にプレゼンテーションスキルの向上をはかる。

履修モデル1：ビジネス分野を中心に、さまざまな分野で「連携」を実現し、新しいビジネスをインキュベーションできる人材を養成

学年	学期	共通科目		専門科目	研究指導科目	単位
1 年 次	春	情報連携学研究法Ⅰ（2）	情報連携学研究法Ⅲ（2）	ビジネス・インキュベーション特論Ⅰ（2）	情報連携研究指導Ⅰ（4）	20
	夏			ビジネス・インキュベーション特論Ⅱ（2）		
	秋	情報連携学研究法Ⅱ（2）	情報連携学研究法Ⅳ（2）	データ・サイエンス特論Ⅰ（2）		
	冬			データ・サイエンス特論Ⅱ（2）		
2 年 次	春			インフラ・サービス特論Ⅰ（2）	情報連携研究指導Ⅱ（4）	10
	夏			コンピュータ・アーキテクチャ特論Ⅱ（2）		
	秋			ユーザ・エクスペリエンス・デザイン特論Ⅰ（2）		
	冬					
単位		4	4	14	8	30

履修モデル2：シビルシステム分野を中心に、さまざまな分野で「連携」を実現し、新しいビジネスをインキュベーションできる人材を養成

学年	学期	共通科目		専門科目	研究指導科目	単位
1 年 次	春	情報連携学研究法Ⅰ（2）	情報連携学研究法Ⅲ（2）	インフラ・サービス特論Ⅰ（2）	情報連携研究指導Ⅰ（4）	20
	夏			インフラ・サービス特論Ⅱ（2）		
	秋	情報連携学研究法Ⅱ（2）	情報連携学研究法Ⅳ（2）	クオリティ・オブ・ライフ特論Ⅰ（2）		
	冬			クオリティ・オブ・ライフ特論Ⅱ（2）		
2 年 次	春			ビジネス・インキュベーション特論Ⅰ（2）	情報連携研究指導Ⅱ（4）	10
	夏			コンピュータ・アーキテクチャ特論Ⅱ（2）		
	秋			ユーザ・エクスペリエンス・デザイン特論Ⅰ（2）		
	冬					
単位		4	4	14	8	30

履修モデル3：エンジニアリング分野を中心に、さまざまな分野で「連携」を実現し、新しいビジネスをインキュベーションできる人材を養成

学年	学期	共通科目		専門科目	研究指導科目	単位
1 年 次	春	情報連携学研究法Ⅰ（2）	情報連携学研究法Ⅲ（2）	コンピュータ・アーキテクチャ特論Ⅰ（2）	情報連携研究指導Ⅰ（4）	20
	夏			コンピュータ・アーキテクチャ特論Ⅱ（2）		
	秋	情報連携学研究法Ⅱ（2）	情報連携学研究法Ⅳ（2）	コンピュータ・ネットワーク特論Ⅰ（2）		
	冬			コンピュータ・ネットワーク特論Ⅱ（2）		
2 年 次	春			ビジネス・インキュベーション特論Ⅰ（2）	情報連携研究指導Ⅱ（4）	10
	夏			インフラ・サービス特論Ⅱ（2）		
	秋			ユーザ・エクスペリエンス・デザイン特論Ⅰ（2）		
	冬					
単位		4	4	14	8	30

履修モデル4：デザイン分野を中心に、さまざまな分野で「連携」を実現し、新しいビジネスをインキュベーションできる人材を養成、

学年	学期	共通科目		専門科目	研究指導科目	単位
1 年 次	春	情報連携学研究法Ⅰ（2）	情報連携学研究法Ⅲ（2）	デジタル・デザイン特論Ⅰ（2）	情報連携研究指導Ⅰ（4）	20
	夏			デジタル・デザイン特論Ⅱ（2）		
	秋	情報連携学研究法Ⅱ（2）	情報連携学研究法Ⅳ（2）	ユーザ・エクスペリエンス・デザイン特論Ⅰ（2）		
	冬			ユーザ・エクスペリエンス・デザイン特論Ⅱ（2）		
2 年 次	春			ビジネス・インキュベーション特論Ⅰ（2）	情報連携研究指導Ⅱ（4）	10
	夏			インフラ・サービス特論Ⅱ（2）		
	秋			コンピュータ・ネットワーク特論Ⅰ（2）		
	冬					
単位		4	4	14	8	30

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、「学校法人東洋大学行動規範」に基づき、東洋大学（以下「本学」という。）の学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的とし、本学及び研究に従事するすべての研究者が遵守すべき事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この規程において「研究」とは、科学及び文化の諸領域における専門的、学際的及び総合的に行う個人研究、学内外の諸機関等との共同研究及びプロジェクトによる研究等を言う。

2 この規程において「研究者」とは、本学の専任教職員のみならず、本学の研究活動に従事する者を指し、学生であっても研究に関わるときは「研究者」に準ずる。

3 この規程において「研究費」とは、第1項の研究に従事する研究者等に本学が交付する研究費及び研究者が学外から獲得した研究費を言う。

（最高管理責任者）

第3条 学長は、本学におけるすべての研究の最高管理責任者として、研究倫理の保持並びに研究費の運営及び管理が適正に行われるよう体制の整備を行う。

（統括管理責任者）

第4条 最高管理責任者の責務を補佐するため、統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、学長の指名する副学長とする。

3 統括管理責任者は、最高管理責任者の命を受けて、研究並びに研究費の運営及び管理が適正に行われるよう全体を指導及び監督する責務を有する。

（研究倫理教育責任者）

第5条 各部局（大学院（専門職大学院を含む。）研究科、学部、研究所及び研究センター）の長は、研究倫理教育責任者として、部局における実質的な権限を有しその責任を負う。

2 研究倫理教育責任者は、不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するために、広く研究活動にかかわる者を対象に、求められる倫理規範を修得等させるための研究倫理教育（以下、「研究倫理教育」という。）を確実、かつ定期的に実施する責務を負う。

3 研究倫理教育責任者は、学科、専攻、研究所及び研究センターの組織レベルで複数の研究倫理教育副責任者を任命することができる。

第2章 研究者の責務

（研究者の基本的責任）

第6条 研究者は、国際的に認められた規範、規約、条約等、国内の関連する法令、告示等（以下、「法令等」という。）及び学校法人東洋大学及び本学が定める関係規程等（以下、「本学関係規程」という。）を遵守しなければならない。

（研究者の姿勢）

第7条 研究者は、生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。

2 研究者は、学術研究が社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、各自の自覚に基づいた高い倫理的規範のもとに良心と信念に従って、誠実に行動しなければならない。

3 研究者は、科学研究によって生み出される知の正確さ及び正当性を、科学的かつ客観的に示す最善の努力をすると共に、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に関与しなければならない。

4 研究者は、他の国、地域、組織等の研究活動における、文化、習慣及び規律の理解に努めなけれ

ばならない。

5 研究者は、生命倫理及び調査研究活動に関わる学問上の倫理、ハラスメントの禁止など社会的規範、その他法令等及び本学関係規程を遵守しなければならない。

6 研究者は、異なる分野の専門分野を尊重するとともに、相互に独立した対等の研究者として互いに学問的立場を尊重しなければならない。

(研究活動における不正行為の防止)

第8条 研究者は、あらゆる研究活動において、捏造、改ざん、盗用などの不正行為を行わないこと及び加担しないことと共に、研究及び調査データの適切な取り扱いを徹底し、不正行為等の発生を未然に防止するよう研究環境の整備に努めなければならない。

(研究費の取り扱い)

第9条 研究者は、研究費の適正な使用に努めなければならない。

2 研究者は、交付された研究費を当該研究に必要な経費のみに使用しなければならない。

3 研究者は、研究費の使用に当たっては、法令等、本学関係規程、当該研究費の使用ルールを遵守しなければならない。

(研究組織の適切な管理)

第10条 研究者は、共同の研究者がいる場合には、当該研究者が対等なパートナーであることを理解し、お互いの学問的立場を尊重し、共同研究者、研究分担者、研究協力者等に対しては、誠意をもって接する。また学生が共に研究活動に関わるときは、学生が不当に不利益を被らないよう十分に配慮しなければならない。

2 研究者は、共同研究を行う場合は、個々の研究者等の役割分担及び責任を明確にしなければならない。また、複数の研究者による研究活動の全容を把握及び管理する立場にある代表研究者が研究活動及び研究成果の確認を行わなければならない。

3 研究者は、若手研究者等が自律した研究活動を遂行できるよう適切な支援、助言等の環境整備に努めるものとする。

4 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立及び維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組むと共に、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努めなければならない。

(資料、情報、データ等の利用及び管理)

第11条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法及び手段により、研究のための資料、情報、データ等を収集しなければならない。

2 研究者が、研究のために資料、情報、データ等を収集する場合は、その目的に適う必要な範囲において収集しなければならない。

3 研究者は、当該研究のために収集及び採取又は作成した情報、データ等の関連する研究記録は、法令等又は本学関連規程に基づき適切に保管管理し、事後の検証が行えるよう管理しなければならない。

4 前項の記録は、要求があった場合には開示しなければならない。

5 第3項の保管及び管理する期間は、別に定める。

(インフォームド・コンセント)

第12条 研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等について分かりやすく説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

2 組織、団体等から、当該組織、団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受ける場合も前項に準ずる。

(研究対象などの保護)

第13条 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。

2 動物等に対しては、法令等及び本学関連規程に基づき、真摯な態度でこれを扱う。

(研究成果等の適切な説明及び公表)

第14条 研究者は、研究成果の公表に際して、データ及び論拠の学問的信頼性の確保に十分に留意するとともに、公正かつ適切な引用を行わなければならない。

- 2 公表に際して、オーサーシップ及び既発表の関連データの利用、著作権等について、各研究組織、研究分野、学会、学術誌等に固有の慣行やルールを十分尊重しなければならない。
- 3 研究者は自ら携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、それらが人間、社会及び環境に及ぼし得る影響や起こり得る変化を推定評価し、その結果を中立性及び客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

(個人情報保護)

第15条 研究者は、研究の過程で収集した他人の個人情報の保護に努め、法令等、本学関連規程に基づき適正な取り扱いを行わなければならない。

(機器、薬品及び材料の安全管理)

第16条 研究実験において研究装置、機器等及び薬品、材料等を用いるときは、法令等、本学関係規程を遵守し、最終処理まで含め責任を持って安全管理に努めなければならない。

(審査の公正性)

第17条 研究者は、他人の研究論文等の査読、その他研究業績の審査にあたる場合は、被評価者に対して予断を持つことなく、当該審査基準等及び自己の知見に基づき公正に審査を行わなければならない。

(利益相反への適切な対応)

第18条 研究者は、自らの研究行動に当たり、利益相反が発生しないよう、法令等、本学関係規程を遵守し、本学及び本学の教職員及び学生の社会的信用及び名誉を保持しなければならない。

第3章 本学の責務

(啓発活動)

第19条 本学は、本規程を学内に周知徹底し、研究倫理に係る意識を高め、研究活動、研究費の適切な管理等について必要な措置を講じる。

- 2 本学は、研究倫理教育責任者と協力し、学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、学生に対する研究倫理教育の実施に務める。

(相談窓口)

第20条 本学は、研究に関して不当又は不公正な扱いを受けた者からの苦情、相談等に対応する。

(不正行為)

第21条 本学は、研究活動に関わる不正行為を防止するため必要な措置を講じる。

- 2 本学は、研究活動において不適切な行為が認められた場合は、速やかに原因の究明と適切な措置を講じ、学内外への説明責任を果たす。

(東洋大学研究倫理委員会)

第22条 本学は、本規程の目的を達成し、かつ適切な運用を図るため、東洋大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会に関する事項は、別に定める。

第4章 その他

(所管)

第23条 本規程に関する事務は、研究推進部研究推進課が取り扱う。

(改正)

第24条 この規程の改正は、学長が委員会の意見を聴いて行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

改正 平成21年4月1日

平成26年4月1日

平成26年8月1日

平成27年4月1日

（目的）

第1条 この規程は、東洋大学（以下「本学」という。）における研究者の研究活動において、東洋大学研究倫理規程（以下「研究倫理規程」という。）に定める事項の遵守を促し、研究活動における倫理規範の確立に努めるとともに、不正行為に対する措置等について定め、不正行為を防止することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本規程において用いられる用語の定義については、次の各号に定める。

- （1） 研究者 本学の専任教員及び本学の施設設備を利用して研究を行っている者をいう。
- （2） 対象研究者 前号の研究者のうち第5条の規定により不正を告発又は情報提供に関する通報又は相談（以下「通報等」という。）された者及び第8条第2項の規定により予備調査の対象になった者をいう。
- （3） 不正行為 研究活動において、次に掲げる行為をいう。
 - ア 論文作成（含む著作権等）及び結果報告におけるデータ、情報、調査等の捏造、改ざん及び盗用（以下「特定不正行為」という。）
 - イ 学内外から得た研究費の不正使用、不正受給及びこれに関する証拠隠滅又は調査妨害
 - ウ 研究成果の二重投稿、不適切なオーサーシップ等及びこれに関する証拠隠滅及び調査妨害

（研究倫理委員会の設置）

第3条 第1条の規定に基づき、不正行為に対処するために東洋大学研究倫理委員会（以下「本委員会」という。）を設置する。

2 本委員会は次の者をもって構成する。

- （1） 学長の指名する副学長 1名
- （2） 研究推進部長
- （3） 学部長から2名
- （4） 大学院研究科長から1名
- （5） 学長が指名する法律の知識を有する専任教員 1名
- （6） 学長が指名する外部有識者 若干名

3 前項に定めるもののほか、本委員会が必要と認める場合には、理事長が指名する常務理事1名を構成員に加えることができる。

4 第2項第3号の委員は、学部長の互選とする。

5 第2項第4号の委員は、大学院研究科長の互選とする。

6 第2項第5号及び第6号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

7 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（本委員会の運営）

第4条 本委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、前条第2項第1号の委員をもって充てる。

3 本委員会に副委員長を置くことができる。副委員長は、委員長の指名による。

- 4 本委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決をすることができない。
- 5 議決に当たっては、出席委員の過半数の同意を必要とする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(不正行為に関する通報等)

第5条 研究者の不正行為に関する通報等を行うことができる者（以下「通報者等」という。）の範囲及びその取扱いについては、学校法人東洋大学公益通報に関する規則（以下「公益通報規則」という。）第2条及び第3条に準ずる。

- 2 通報者等は、不正行為を発見したとき又は不正行為の存在を思料するにいたったときは、原則として頭名による通報・相談受付シート（別紙様式第1）をもって、第22条に規定する窓口に通報等を行うことができる。
- 3 匿名による通報等又は相談があった場合は、信ずるに足りる相当の理由、証拠等のある場合を除き、調査対象として受理しない。
- 4 通報等があった場合で、本学が調査を行うべき機関に該当しないときは、第13条に基づき、調査機関に該当する研究・配分機関に当該通報等を回付する。回付された研究・配分機関は当該研究・配分機関に通報等があったものとして当該通報等を取り扱う。
- 5 前項に加え、ほかにも調査を行う研究・配分機関が想定される場合は、通報等を受けた研究・配分機関は該当する研究・配分機関に当該通報等について通知する。
- 6 書面による通報等など、受付窓口が受け付けたか否かを通報者等が知り得ない方法による通報等がなされた場合は、通報者等（匿名除く）に通報等を受け付けたことを通知する。
- 7 告発の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認及び精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。
- 8 不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められているという通報等については、その内容を確認及び精査し、相当の理由があると認められたときは、対象研究者に警告を行うものとする。ただし、対象研究者が本学に所属していない場合は、対象研究者の所属する研究機関に事案を回付することができる。本学に所属しない対象研究者に対して本学が警告を行った場合は、対象研究者の所属する研究機関に警告の内容等について通知する。
- 9 報道や会計検査院等の外部機関により不正行為の疑いが指摘された場合は、不正行為に関する通報等に準じた取扱いをすることができる。
- 10 不正行為の疑いがインターネット上に掲載されており、不正行為を行ったとする研究者及びグループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限り、不正行為に関する通報等に準じた取扱いをすることができる。

(専門委員)

第6条 本委員会は、予備調査及び本調査において活動の適正化を確保するために、その専門分野に応じて専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、本委員会の意見を聞いて委員長が委嘱する。
- 3 専門委員は、委員長の求めに応じて、本委員会に出席し意見を述べるることができる。
- 4 その他、専門委員について必要な事項は、その都度本委員会において別に定める。

(守秘義務)

第7条 本委員会の委員、専門委員並びに通報者等を含む関係者は、本規程に基づく不正行為の通報等及び調査により知り得た秘密は、これを他に漏らしてはならない。

- 2 調査事案が漏えいした場合、通報者等及び対象研究者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、通報者等又は対象研究者の責により漏えいした場合は、本人の了解は不要とする。

(調査委員会)

第8条 調査委員会は、次の構成員により実施する。

- (1) 委員長が指名する本委員会の委員 2名以上
 - (2) 委員長が指名する専門委員 2名以上
 - (3) 前各号に定めるもののほか、本委員会が必要と認めた者 若干名
- 2 前項の構成員は、半数以上を外部有識者で構成することとし、通報者等及び対象研究者と直接の

利害関係を有しない者でなければならない。

3 第1項第1号及び第2号の構成員の中から、委員長の指名する者を責任者に充てる。

4 調査委員会は本委員会より命じられた予備調査及び本調査等を行うものとする。

(予備調査)

第9条 第5条に基づき、通報等があった場合、学長は、7日以内に内容の合理性を確認し、予備調査の可否を判断しなければならない。

2 学長が必要と認めた場合には、学長は委員長に速やかに予備調査を実施するよう命じる。

3 委員長は、学長から命じられた日から14日以内に本委員会を招集し、速やかに予備調査を実施する。

4 予備調査の実施判断がなされた場合は、実施判断がなされた日から20日以内に通報者等（匿名除く）に対して予備調査実施について通知する。

5 報道、会計検査院等の外部機関の指摘により、不正の疑いが生じた場合も通報等と同様の取扱いとし、学長が必要と認めた場合は、委員長に予備調査の実施を命じることができる。

6 公的研究費に係る予備調査の実施が決定した場合は、通報等があった日から30日以内に予備調査を実施することを当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告し、協議しなければならない。

7 予備調査は、通報等の内容の合理性、調査可能性等について調査を行う。

8 予備調査においては、次の各号に掲げる事項を行うことができる。

(1) 関係資料等の調査

(2) その他、予備調査に必要な事項

9 通報等がなされる前に取り下げられた論文等に対する通報等に係る予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断する。

10 本委員会は、本調査実施の可否について、通報等のあった日から30日以内に判断しなければならない。

11 予備調査の結果については、文書にまとめて、責任者から委員長に報告する。

12 予備調査の結果、本調査にいたらなかった場合、委員長はその結果及び理由を学長に報告する。
また、通報者等にも同様に報告することとし、予備調査に係る資料等を保存し、当該事案に係る配分機関等及び通報者等の求めに応じて開示する。

13 予備調査に必要な事項は、別に定める。

(本調査)

第10条 委員長は、前条の予備調査において不正行為が存在する若しくは存在の疑いがあると思料する場合には、調査結果を文書にまとめ速やかに学長へ報告する。

2 学長は、報告を受け不正行為が存在する疑いがあると判断した場合には、速やかに委員長に本調査を実施するよう命じるとともに、理事長に本調査実施までの経過を報告する。

3 本委員会は、本調査の実施が決定した場合、通報者等及び対象研究者に対し、速やかに本調査の実施を通知し、調査への協力を求める。通報者等及び対象研究者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関に対しても本調査の実施を通知する。

4 本調査の実施が決定した場合は、決定した日から30日以内に本調査を開始する。

5 不正行為が特定不正行為及び公的研究費に係る不正であった場合は、速やかに、調査方針、調査方法等について当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告し、協議しなければならない。

6 本調査においては、調査委員会は、次の各号に掲げる事項を行うことができる。

(1) 対象研究者及びその関係者からの事情聴取

(2) 関係資料等の調査

(3) 取引先業者からの事情聴取及び関係資料等の調査

(4) 対象研究者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止

(5) その他、調査に必要な事項

7 調査委員会の本調査に当たって、通報者等及び対象研究者並びにその関係者は誠実に協力しなければならない。

8 調査委員会から関係資料等の提出を求められた場合は、対象研究者及びその関係者は、これに応じなければならない。

9 関係資料等の隠滅、廃棄等が行われる恐れがあると調査委員会が判断した場合は、関係する研究

室等の一時閉鎖並びに実験、解析等に係る設備、装置、機器及び資料の保全を行うことができる。これらの措置に影響しない範囲内であれば、研究対象者の研究活動を制限しない。

- 10 一時閉鎖又は保全を行う場合は、事前に理事長、学長、対象研究者及びその関係者が所属する学部及び大学院の学部長、学科長及び所属長（以下「所属長」という。）の承諾を得るとともに、所属長が指名する教授2名の立ち会いを必要とする。
- 11 対象研究者は、事情聴取に際して、意見の陳述又は弁明を行うことができる。対象研究者が意見の陳述又は弁明するにあたって、研究が科学的に適正な方法と手続きに則って行われたこと及び論文等もそれに基づき執筆されたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。また、研究費の使用においては、会計処理基準等に則り適切に処理したことを、法的根拠（取扱い要領等を含む。）に基づき説明しなければならない。
- 12 前号の意見の陳述及び弁明については、対象研究者本人が行うものとするが、付添人（弁護士に限るものとし、発言は認められない。）の同席を認めることができる。
- 13 調査委員会が必要と認める場合又は対象研究者自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し、調査委員会により合理的に必要と判断される範囲内において、再現実験の機会を確保する。その際は、調査委員会の指導及び監督の下に行う。
- 14 本調査の対象には、通報等があった事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により調査に関連した研究対象者のほかの研究活動も含めることができる。
- 15 通報等があった事案の調査に当たっては、通報者等が了承したときを除き、調査関係者以外の者や対象研究者に通報者等が特定されないよう周到に配慮する。
- 16 不正行為が特定不正行為に当たる場合は、通報等があった事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該配分機関等に提出する。
- 17 本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき事項が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮する。

（異議申立て）

第11条 本調査に当たっては、調査委員の氏名や所属を通報者等及び対象研究者に示さなければならない。これに対し、通報者等及び対象研究者は、示された日から7日以内に異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、本委員会は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を通報者等及び対象研究者に通知する。

（調査手続、方法等の公表）

第12条 不正行為の疑惑が生じた際の調査手続、方法等について、本学のウェブページに掲載し、学内外に公表する。

（不正行為の通報等に係る事案の調査及び調査を行う機関）

第13条 本学に所属する研究者に係る特定不正行為の通報等があった場合、原則として、本学が通報等のあった事案の調査を行う。

- 2 どの研究機関にも所属していないが専ら本学の施設及び設備を使用して研究する研究者についても前項に準ずる。
- 3 対象研究者が複数の研究機関に所属する場合、原則として対象研究者が通報のあった事案に係る研究活動を主に行っていた研究機関を中心に、所属する複数の研究機関が合同で調査を行う。ただし、中心となる研究機関や調査に参加する研究機関については、関係研究機関間において、事案の内容等を考慮して別の定めをすることができる。
- 4 対象研究者が現に所属する研究機関と異なる研究機関で行った研究活動に係る通報等があった場合、現に所属する研究機関と当該研究活動が行われた研究機関とが合同で通報等があった事案の調査を行う。
- 5 対象研究者が、通報等があった事案に係る研究活動を行っていた際に所属していた研究機関を既に離職している場合、現に所属する研究機関が、離職した研究機関と合同で、通報等があった事案の調査を行う。対象研究者が離職後、どの研究機関にも所属していないときは、通報等があった事案に係る研究活動を行っていた際に所属していた研究機関が、通報等があった事案の調査を行う。

- 6 前各項までによって、通報等があった事案の調査を行うこととなった場合は、対象研究者が本学に所属しているかどうかにかかわらず、誠実に調査を行う。
- 7 対象研究者が、調査開始のとき及び通報等があった事案に係る研究活動を行っていたときの双方の時点でいかなる研究機関にも所属していなかった場合や、調査を行うべき調査機関による調査の実施が極めて困難であると、通報等があった事案に係る配分機関が特に認めた場合は、当該配分機関が調査を行う。この場合、本来調査を行うべき研究機関は当該配分機関から協力を求められたときは、誠実に協力する。
- 8 他の機関、学協会等の科学コミュニティに調査を委託すること又は調査を実施する上での協力を求めることができる。このとき、第7条、第9条、第10条、第13条から第16条及び第20条は委託された機関、調査に協力する機関等の調査等に準用される。

(調査結果の認定)

- 第14条 調査委員会は、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著書の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定する。
- 2 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合であっても、調査を通じて通報等があった事案が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨の認定を行う。この認定を行うに当たっては、通報者等に弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 前2項について認定を終了したときは、調査委員会は直ちに本委員会に報告し、その報告を受け、委員長は学長に報告する。
 - 4 不正行為が行われたとの認定があった場合、不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者の所属する機関は、内部規程に基づき適切な処置をとるとともに、不正行為と認定された論文等の取下げを勧告する。
 - 5 調査委員会は、第10条第11項により対象研究者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、対象研究者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。
 - 6 調査委員会は、対象研究者の研究体制、データチェックのなされ方など様々な点から客観的不正行為事実、故意性等から証拠の証明力を判断することとする。なお、対象研究者の自認を唯一の根拠として不正行為と認定することはできない。
 - 7 不正行為に関する証拠が提出された場合には、対象研究者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いが覆されないときは、不正行為と認定される。
 - 8 生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在など、対象研究者が本来存在するべき基本的な要素（以下「基本的な要素」という。）の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せない場合、前項と同様の扱いとする。ただし、対象研究者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由により、基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。
 - 9 基本的な要素の不存在などが、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間及び対象研究者が所属する、又は通報等に係る研究活動を行っていたときに所属していた研究機関が定める保存期間を超えることによるものである場合、前項と同様の扱いとする。
 - 10 第10条第11項による説明責任の程度及び前項に定める基本的要素については、研究分野の特性に応じ、本委員会が判断する。

(調査結果の通知及び報告書の作成)

- 第15条 本委員会は、調査委員会の報告を受け、本調査実施日から150日以内に報告書を作成する。ただし、不正行為の有無の確認のため、再実験、解析等において日数を必要とする場合は、その限りではない。
- 2 本委員会は、調査結果を速やかに通報者等及び対象研究者並びに対象研究者以外で不正行為に関与したと認定された者に通知する。対象研究者又は対象研究者以外で不正行為に関与したと認定された者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも当該調査結果を通知する。
 - 3 本委員会は、不正行為が特定不正行為に当たる場合は、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に当該調査結果を報告する。

- 4 第1項及び前項における調査結果の報告に記載する事項は、別に定める。
- 5 通報等が悪意に基づくものと認定された場合、本委員会は通報者等の所属機関に通知する。
- 6 不正行為の存在を確認した場合、東洋大学研究倫理規程第3条から第5条及び東洋大学公的研究費及び管理規程第3条から第6条において定める各責任者（以下「責任者等」という。）の管理監督の責任が十分に果たされていたかを調査する。
- 7 前項の責任者等の管理監督責任が十分に果たされず、結果的に不正を招いたと判断された場合は、その旨を報告書に記載する。
- 8 委員長は、報告書を作成し学長に報告する。
- 9 学長は、前項の報告書を受け理事長に報告する。
- 10 理事長は、前項の報告により不正行為の存在が確認された場合及び通報者等が悪意に基づく通報等を行ったと認定された場合は、速やかに東洋大学懲戒委員会を設置する。
- 11 理事長は、第9項の報告により取引先業者の不正行為の存在が確認された場合は、速やかに学校法人東洋大学調達規程に基づき、取引先業者を処分する。
- 12 本委員会は、本調査の結果、不正行為が存在しなかったことが確認された場合は、対象研究者の教育研究活動の正常化及び名誉回復のために、十分な措置をとらなければならない。
（不服申し立て及び再調査）

第16条 不正行為と認定された対象研究者及び責任を果たしていないとされた責任者等は、調査結果の報告を受けた日から7日以内に、本委員会に不服申し立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申し立てを繰り返すことはできない。

- 2 通報等が悪意に基づくものと認定された通報者等は、その認定について、前項と同様に不服申し立てをすることができる。
- 3 不服申し立ての審査は調査委員会が行う。不服申し立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となる場合には、本委員会は調査委員を交代させ、若しくは追加し、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。ただし、本委員会が当該不服申し立てについて、調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りではない。
- 4 不正行為があったと認定された場合に係る研究対象者による不服申し立てについて、調査委員会は、不服申し立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を実施するか否かを速やかに決定する。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申し立てを却下すべきものと判断した場合には、直ちに本委員会に報告する。
- 5 本委員会は、学長に当該決定を報告し、対象研究者に通知する。このとき、当該不服申し立てが当該事案の引き伸ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するとき、本委員会は以後の不服申し立てを受け付けないことができる。
- 6 第1項の不服申し立てについて、再調査の実施が決定した場合には、本委員会は調査委員会に再調査を命じることとし、調査委員会は対象研究者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査への協力を求めることができる。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合には直ちに本委員会に報告する。
- 7 前項について、本委員会は、学長に当該決定を報告し、対象研究者に通知する。
- 8 本委員会は、対象研究者から不正行為の認定に係る不服申し立てがあったときは、通報者等に通知する。不服申し立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- 9 調査委員会が再調査を開始した場合は、不服申し立てを受けた日から50日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに本委員会に報告し、本委員会は当該結果を通報者等及び対象研究者並びに通報者等が所属する機関に通知する。
- 10 第2項による不服申し立てがあった場合、本委員会は、通報者等が所属する機関及び研究対象者に通知する。
- 11 前項の不服申し立てについては、調査委員会は不服申し立てを受けた日から30日以内に再調査を行い、その結果を直ちに本委員会に報告する。また、本委員会は、当該結果を直ちに通報者等及び対象研究者並びに通報者等が所属する機関に通知する。
- 12 本委員会は、第8項から第11項において不正行為が特定不正行為に当たる場合は、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。

(通報者等及び調査協力者並びに対象研究者の保護)

第17条 通報者等及び調査協力者に対しては、通報等を理由として不利益を受けないように、十分に配慮を行う。

2 対象研究者に対しては、相当な理由なしに、単に通報等がなされたことのみをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(通報者等の禁止事項)

第18条 通報者等は、不正の利益を得る目的、大学又は大学研究者に損害を加える目的、その他誹謗中傷等の不正の目的をもって、通報等を行ってはならない。この場合に、通報者等は処分等の対象となる。

(公的研究費に係る不正に対する配分機関等及び文部科学省への調査結果の報告)

第19条 通報等があった日から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費の管理、監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に提出しなければならない。

2 不正行為の有無の確認のため、再実験、解析等において日数を必要とし、調査が終了していない場合は、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に途中経過を報告し、調査が終了し次第、速やかに最終報告書を提出する。

(調査結果の公表)

第20条 不正行為が特定不正行為及び公的研究費に係る不正であった場合において、調査の結果、不正を認定した場合は、速やかに調査結果を公表する。公表する内容については、次の各号に定めるところによる。ただし、合理的な理由がある場合は、第1号を非公表とすることができる。

(1) 不正に関与した者の氏名及び所属

(2) 不正の内容

(3) 公表時までに行った措置の内容

(4) 調査委員の氏名及び所属

(5) 調査の方法、手順等

2 本委員会は、不正が行われなかったとの認定があった場合には、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合、論文等に故意によるものではない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。

3 悪意に基づく通報等の認定があったときは、調査結果を公表する。

(啓発活動)

第21条 本委員会は、責任者等と協力して、不正行為の防止及び研究倫理の啓発のために、広く研究活動にかかわる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施する。

2 本委員会は、研究倫理教育責任者等と協力して、学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、学生に対する研究倫理教育の実施に努める。

3 悪意に基づく通報等を防止するため、通報等は原則として顕名によるもののみ受け付けることや、通報等には不正とする科学的な合理性のある理由を示すことが必要であること、通報者等には調査に協力を求める場合があること、調査の結果、悪意に基づく通報等であったことが判明した場合は、氏名の公表や処分等の対象となることを学内外にあらかじめ周知する。

(不正行為に関する通報及び相談窓口の設置)

第22条 本委員会は、不正行為に関する通報等に対応するため、大学の学内と学外に窓口を設置する。

2 学内窓口は、学長室長とし、学外窓口は、外部の専門機関に委託する。

3 学内外に関わらず、不正行為に関する通報等があった場合は、学長室長は、速やかに学長へ報告する。

4 通報及び相談窓口の責任者は、統括管理責任者とする。

(庶務)

第23条 本委員会の庶務は、研究推進部研究推進課が行う。

(改正)

第24条 この規程の改正は、学長が本委員会の意見を聴いて行う。

附 則

この規程は、平成19年2月23日から施行する。

附 則（平成21年規程第13号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規程第58号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規程第133号）

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第57号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別紙様式（省略）

改正 平成21年4月1日

平成26年8月1日

平成27年4月1日

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、東洋大学研究倫理規程（以下「研究倫理規程」という。）に定める事項を遵守し、東洋大学（以下「本学」という。）における公的研究費を適正に運営及び管理することを目的とする、東洋大学公的研究費運営及び管理規程（以下「本規程」という。）を定める。

（用語の定義）

第2条 本規程において用いられる用語の定義については、次の各号に定めるところによる。

（1） 公的研究費 文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される、競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

（2） 研究者 本学の専任教員及び本学の施設設備を利用して研究を行っている者をいう。

第2章 責任体制及び職務権限の明確化

（最高管理責任者）

第3条 学長は、最高管理責任者として、公的研究費の運営及び管理に関し、最終的な責任を負う。

（統括管理責任者）

第4条 公的研究費管理及び運営担当副学長は、統括管理責任者として、公的研究費の運営及び管理に関し、全体を統括する実質的な権限を有しその責任を負う。

2 統括管理責任者は、公的研究費の運営及び管理の基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定し、実施状況を最高管理責任者に報告する。

（コンプライアンス推進責任者）

第5条 各部局（大学院（専門職大学院を含む。）研究科、学部、研究所及び研究センター）の長は、コンプライアンス推進責任者として、部局における実質的な権限を有しその責任を負う。

2 コンプライアンス推進責任者は、不正防止を図るため、部局内の公的研究費の運営及び管理に関わる全ての構成員に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

3 コンプライアンス推進責任者は、学科、専攻、研究所及び研究センターの組織レベルで複数のコンプライアンス副責任者を任命することができる。

4 研究推進部長は、運営担当のコンプライアンス推進責任者として、公的研究費の運営及び管理に関する事務手続き上の実質的な権限を有しその責任を負う。

5 経理部長は、経費担当のコンプライアンス推進責任者として、公的研究費の予算執行状況及び経費手続き上の実質的な権限を有しその責任を負う。

（運営及び経費担当者）

第6条 各キャンパス（白山、川越、板倉、朝霞）内の関係事務局部長は、運営及び経費担当者として、コンプライアンス推進責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理に関する事務手続き、予算執行状況及び経費手続き上の実質的な権限を有しその責任を負う。

第3章 適正な運営及び管理の基礎となる環境の整備

（ルールの明確化及び統一化）

第7条 本学では本規程のもと、公的研究費を全学的な統一したルールで適正に運営及び管理する。

- 2 適正な運営及び管理体制を保持する観点から、本規程の見直しを定期的に行う。
- 3 ルールの明確化及び統一化の周知徹底を図るために、教職員対象の説明会を実施する。

(関係者の意識向上)

第8条 研究活動規範に基づき、これを本学関係者全体に周知徹底することにより、一層の研究の使命と公的財源の大切さを認識させる。

- 2 公的研究費の運営及び管理に関わる全ての関係者に誓約書の提出を求める。誓約を求める内容については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本学の規則等を遵守すること。
- (2) 不正を行わないこと。
- (3) 規則等に違反して、不正を行った場合は、本学や公的研究費の配分機関の処分及び法的な責任を負担すること。

- 3 誓約書を提出しない者は、公的研究費への申請、運営及び管理を行うことができない。

(公的研究費の使用に関する相談窓口)

第9条 公的研究費の使用に関するルール及び事務手続きに関する相談窓口を研究推進部研究推進課に設置する。

- 2 相談窓口の責任者は、研究推進部長とする。

第4章 不正防止計画の推進

(不正防止計画推進委員会)

第10条 本学は、不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定することにより、関係者の自主的な取り組みを喚起し、不正の発生を防止するよう努める。

- 2 前項に掲げる事項を達成するために、東洋大学公的研究費不正防止計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員)

第11条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 学長が指名する部局責任者 3名
- (3) 研究推進部長
- (4) 経理部長

- 2 委員会に委員長を置く。

- 3 委員長は、統括管理責任者とする。

(委員会の事務)

第12条 委員会の事務は、研究推進部研究推進課及び経理部経理課が行う。

(不正防止計画推進部署)

第13条 不正防止計画の推進を担当する部署は、研究推進部研究推進課とする。

- 2 不正防止計画推進部署は、研究機関全体の観点から、具体的な対策を策定し、実施状況を確認する。

第5章 研究費の適正な運営及び管理活動

(適正な運営及び管理)

第14条 本学は、法令及び本学の諸規程を遵守し、不正防止計画に基づき、公的研究費の適正な運営及び管理に努める。

- 2 物品等の調達、研究者の出張及び非常勤雇用者の管理については、次のとおり取り扱う。

- (1) 公的研究費により物品等（機器備品、消耗品、書籍等）を調達する場合、学校法人東洋大学調達規程（以下「調達規程」という。）及び関係規程に基づき、発注及び検収を行う。
- (2) 研究者が出張する場合は、東洋大学教職員旅費規程及び関係規程に基づき適正に処理する。
- (3) 非常勤雇用者は、当該公的研究費に係る業務に従事させ、その勤務実態を適切に把握する。

(取引業者)

第15条 取引業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、実効性のある牽制体制を構築し管理する。

- 2 本学の不正対策に関する方針及びルール等を取引業者に周知徹底し、取引業者に誓約書の提出を求める。誓約を求める内容については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本学の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
- (2) 内部監査等の調査等において、取引帳簿の閲覧及び提出等の要請に協力すること。
- (3) 不正が認められた場合、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
- (4) 本学の構成員から不正な行為の依頼等があった場合には本学に通報すること。

3 誓約書を提出しない取引業者とは、原則として公的研究費に関わる取引を行うことができない。
(取引停止)

第16条 不正な取引に関与した業者については、調達規程に基づき、一定期間の取引停止又は以後の取引を停止する。

第6章 モニタリング

(日常的モニタリング)

第17条 公的研究費の適正な運営及び管理を徹底するため、関係する研究者及び事務職員により、日常的なモニタリングを実施し、不正が発生しないよう予防する。

(内部監査室)

第18条 内部監査室は、本規程の目的を達成するため、学校法人内部監査規程に基づく監査を次の各号に定めるところにより行う。

- (1) 本学の公的研究費の運営、管理体制の整備及び運営状況、並びに法令及び本学諸規程の遵守状況等に関わる独立的なモニタリングの実施。
- (2) 不正発生要因を分析し、不正発生リスクに対する重点的かつ機動的なリスクアプローチ監査の実施。

(監事及び会計監査人との連携)

第19条 内部監査室は、内部監査の実施に際し、監事及び会計監査人と連携し、実効性のあるモニタリング及びリスクアプローチ監査に努める。

第7章 その他

(公的研究費運営及び管理体制の公表)

第20条 公的研究費を適正に運営及び管理する体制を、本学のウェブページに掲載し学内外に公表する。公表する内容については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 東洋大学公的研究費運営及び管理規程
- (2) 東洋大学研究倫理規程
- (3) 東洋大学研究倫理委員会規程
- (4) 公的研究費不正防止計画
- (5) 公的研究費執行要領

(改正)

第21条 この規程の改正は、学長が委員会の意見を聴いて行う。

附 則

この規程は、平成19年11月12日から施行する。

附 則 (平成21年規程第12号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年規程第132号)

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第58号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

東洋大学生命科学部・食環境科学部・総合情報学部・

理工学部のヒト及びヒト由来物質を対象とした研究に関する

倫理審査委員会規程

(目的及び設置)

第1条 この規程は、東洋大学生命科学部・食環境科学部・総合情報学部・理工学部(以下「4学部」という。)におけるヒト及びヒト由来物質を対象にした研究(以下「研究」という。)について必要な事項を定めることにより、被験者の人権及び尊厳の保障、安全性の確保並びに倫理的、科学的妥当性の観点からその適正な実施を図ることを目的とする。

2 前項の目的を達成するために、東洋大学生命科学部・食環境科学部・総合情報学部・理工学部のヒト及びヒト由来物質を対象とした研究に関する倫理審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究 ヒト及びヒト由来物質を対象にした調査及び実験をいう。ただし、遺伝子組換え生物等の使用等に関する実験、ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律第2条第1項第20号に規定する動物性集合胚、及びヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針(平成13年文部科学省告示第155号)第1条第4号に規定するヒトES細胞を除く。
- (2) 被験者 研究対象がヒトである場合、その対象者をいう。ヒト細胞などヒト由来物質の場合は、その提供者をいう。
- (3) 研究責任者 研究の実施の承認を申請する者をいう。

(関連法令などとの関連)

第3条 研究に係る倫理及び安全の管理については、関係法令及び別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

- 2 研究において、被験者の個人情報を取得又は保有する場合における個人情報の取り扱いは、「学校法人東洋大学における個人情報の保護に関する規程」等に定める。
- 3 被験者に対する研究の倫理については、ヘルシンキ宣言(WMA世界医師会2008年修正)、疫学研究に関する倫理指針(平成19年 文部科学省・厚生労働省告示第1号)、臨床研究に関する倫理指針(平成20年厚生労働省告示第415号)の趣旨に則る。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 4学部の学部長のうち 1名
- (2) 4学部から学部長が指名した専任教員 各 1名以上
- (3) 医学分野の有識者のうちから、第4条第1項第1号の者が指名した者 1名
- (4) 学外の有識者のうちから、第4条第1項第1号の者が指名した者 1名
- (5) 委員会が必要と認めた者 若干名

2 前項第3号及び第4号の委員は、4学部学部長の議を経て理事長が委嘱する。

3 委員会に委員長を置く。委員長は、委員の互選により決定する。

4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の議長となる。

3 委員会の審議は、会議として招集するもののほか、電子メール等による持ち回りによって実施することができる。

4 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。また、委任状は出席数に算入する。

5 委員会の議事は、原則として出席した委員の全会一致で決するものとする。ただし、委員長が必要と認めるときは、出席した委員の過半数をもって決する。

6 委員会が必要と認めたときは、研究責任者及び委員以外の者の出席を求め、研究計画に関する説明又は意見を求めることができる。

7 委員会は、研究責任者から申請される研究計画書について、倫理的・社会的観点から審査する。

8 委員長は、すみやかに研究責任者に審査の結果を報告する。

(事務)

第6条 委員会に幹事を置き、庶務は、川越事務部研究支援課が行う。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、委員会の議を経て学長及び理事長の承認を得るものとする。

(細則)

第8条 この規程の施行に必要な細則は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

著作権者の許諾が得られない書類

①書類等の題名

赤羽台キャンパス 各階および室内見取図

②出典

学校法人東洋大学

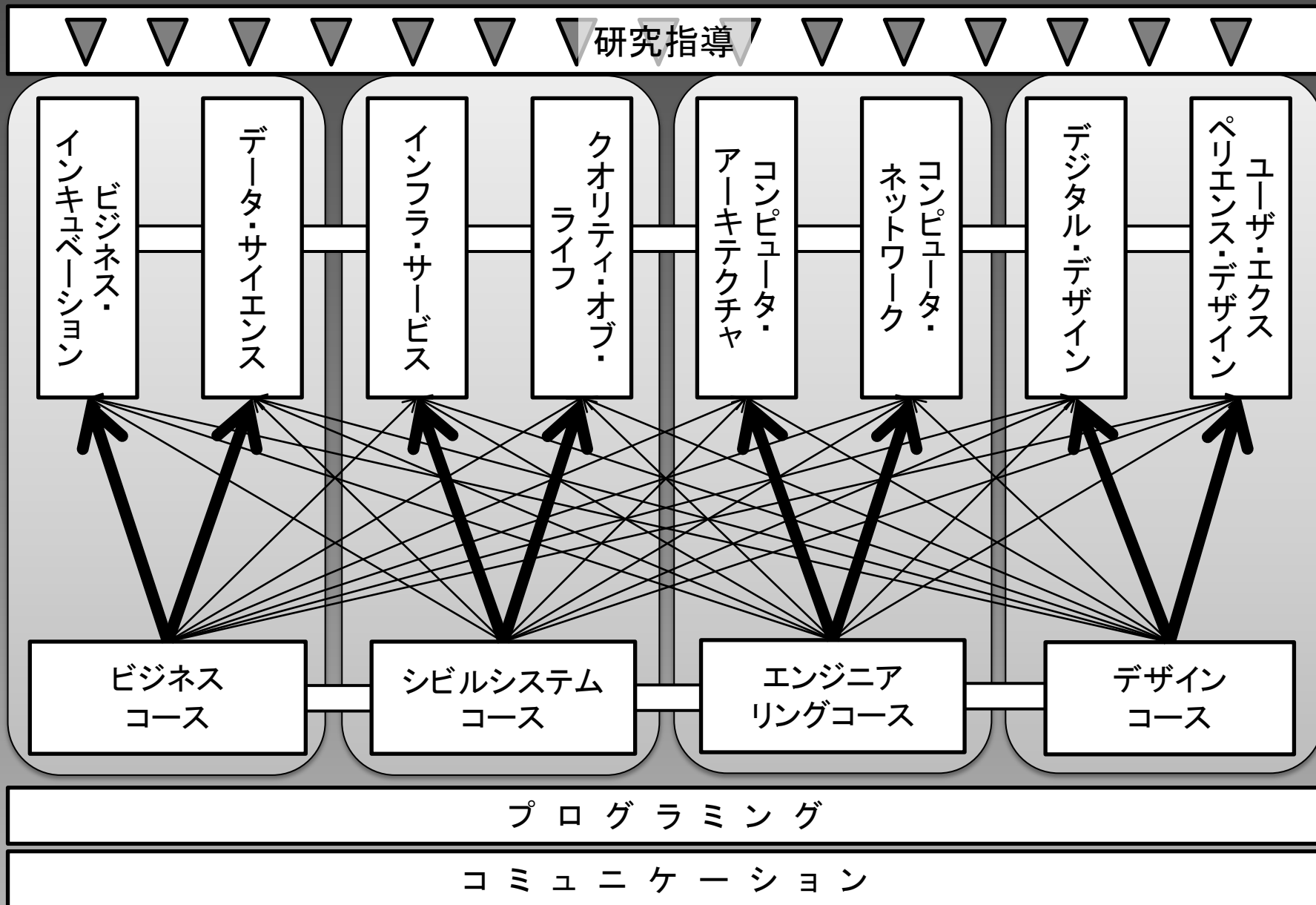
③書類等の利用範囲

参考資料としてすべて

④その他，著作物等について加工している場合には，その加工に関する説明。

なし

情報連携学研究科情報連携学専攻



情報連携学部情報連携学科